

# 第5期 西東京市 地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京  
～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～



令和6年3月  
西東京市



# はじめに

我が国では、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を抱えており、それが及ぼす経済・社会存続の危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられています。そのような中、国では支え手側・受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち活躍できる、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

西東京市では、第2期地域福祉計画において「ほっとするまちネットワーク（ほっとネット）」を構築し、地域の課題を地域で解決するための取組を推進してきました。さらに、第4期計画期間において、困ったときに誰もが気軽に相談できる「福祉丸ごと相談窓口」の設置や地域生活課題を抱える地域住民等への支援と地域福祉推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」を開始するなど、地域福祉をより一層推進しています。

この度、策定いたしました「第5期地域福祉計画」は、令和6年度から開始する第3次総合計画を上位計画とし、高齢、障害、子育て、健康分野を横断的につなぎ、あるいは相互に調和を図りながら地域福祉を総合的に推進していくための計画であり、計画期間は令和6年度からの5年間です。

また、基本理念は、第4期計画のものを引き継ぐとともに、第3次総合計画の基本理念を踏まえ、地域共生社会を未来に向かって推進していくという意味を込め、副題に「みらいにつなぐ」を追加し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京 ～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～」としました。

さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を一体的に策定することで、ほかの施策と連携しながら、それらの取組を推進していくこととしています。

第5期計画では、市に住み・活動する全ての人が支え手側・受け手側に分かれることなく、市民主導のネットワーク活動を基盤に、互いに支え合いながら活躍できる社会「西東京市版地域共生社会」を目指し、その土台となる「西東京市版地域包括ケアシステム」や3つの重点的な取組（「つながりづくり」、「相談体制づくり」、「情報発信の工夫」）等を推進していきます。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会委員の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の方々、関係機関、団体・事業者等の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

西東京市長

池澤 隆史





## 目次

計画インデックス(計画の見取り図) .....	1
<b>第1章 計画策定に当たって.....</b>	<b>5</b>
1 計画策定の趣旨 .....	6
2 計画の位置付け .....	10
3 計画の期間 .....	12
4 計画策定方法.....	12
<b>第2章 計画が目指すもの.....</b>	<b>13</b>
1 西東京市版地域共生社会とは.....	14
2 基本理念 .....	23
3 基本方針 .....	24
4 計画の体系 .....	25
<b>第3章 本市の現状と課題.....</b>	<b>26</b>
1 データで見る本市の現状 .....	27
2 市民等の意見(各種調査結果)、事業の進捗状況 .....	31
3 地域福祉を推進する上での課題.....	35
<b>第4章 重点的な取組 .....</b>	<b>38</b>
重点的な取組1 つながりづくり .....	40
重点的な取組2 相談体制づくり.....	41
重点的な取組3 情報発信の工夫.....	43
<b>第5章 施策の展開 .....</b>	<b>44</b>
基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり .....	45
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり .....	49
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり .....	55
基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり.....	62
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり .....	68
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり.....	72
<b>第6章 計画を推進するために.....</b>	<b>76</b>
1 協働による計画の推進.....	77
2 計画の評価と進行管理.....	79

<b>第7章 西東京市成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	<b>82</b>
1 計画策定の趣旨 .....	83
2 計画の位置付け .....	83
3 計画の期間 .....	83
4 取組内容 .....	84
5 推進体制 .....	87
<b>第8章 西東京市再犯防止推進計画</b> .....	<b>88</b>
1 計画策定の趣旨 .....	89
2 計画の位置付け .....	90
3 計画の期間 .....	90
4 再犯防止施策の対象者 .....	90
5 取組内容 .....	90
6 推進体制 .....	91
<b>資料編</b> .....	<b>92</b>
1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿 .....	93
2 策定経過 .....	96
3 計画策定方法の実施概要 .....	97
4 用語の説明 .....	100

## ◎ 計画書をお読みいただく際の留意点

- 本計画をより深くご理解いただけるよう、最初に「計画インデックス（計画の見取り図）」を掲載しています。
- 国の図・資料・文章等は、引用元の内容をそのまま掲載しているため、漢字等の表記が本計画の文章と異なる場合があります。
- 「\*」が付いている用語は、次ページに一覧表を掲載、資料編に「用語の説明」を掲載しています。



<資料編に説明を掲載している用語一覧>

■あ行	アウトリーチ	■た行	男女平等推進センターパリティ
	安全・安心いーなメール		地域活動拠点
	インクルーシブ		地域協議会
	SNS		地域協力ネットワーク
	NPO		地域子育て支援センター
■か行	学校避難所運営協議会	■な行	地域福祉コーディネーター
	基幹相談支援センター		地域包括支援センター
	共生型サービス		出前講座
	くらしヘルパー		ドメスティック・バイオレンス(DV)
	ゲートキーパー		2025年問題
	「健康」応援都市	日常生活圏域	
	権利擁護	日常生活自立支援事業	
	権利擁護センターあんしん西東京	■は行	8050問題
	更生保護		はなバス
	子ども家庭支援センターのどか		バリアフリー
	子ども条例		ひきこもり
	子ども食堂		ファミリー・サポート・センター
	子ども110番ピーポくんの家		福祉サービス第三者評価
■さ行	災害時要援護者		ふれあいのまちづくり
	ささえあいネットワーク		保護司
	サロン	ほっとするまちネットワークシステム	
	市民協働推進センター	ほっとネット推進員	
	社会的孤立	ボランティア・市民活動センター	
	社会福祉協議会	■ま行	民生委員・児童委員
	社会福祉法人		■や行
	社会を明るくする運動	ユニバーサルデザイン	
	住宅確保要配慮者		
	シルバー人材センター		
	スクールガード・リーダー		
	生活困窮者		
	生活サポート相談窓口		
	生活支援コーディネーター		
	生活保護		
	制度の狭間		
	成年後見制度		



「いこいーな」

©シンエイ／西東京市



## 計画インデックス(計画の見取り図)

### 地域福祉で大切なこと

地域福祉とは、市民・市(行政)・社会福祉協議会\*・事業者・関係機関等が協力して、「地域のあらゆる主体が互いに支え合う地域共生社会」を推進する取組のことです。

地域福祉は、「自助」、「共助(互助を含む)」、「公助」を重層的に組み合わせ、それぞれが相互に作用しながら推進するものであり、中でも、市民同士で支え合う「共助(互助を含む)」が重要なポイントです。

市民の主体的な活動で 対応できるもの	協働で取り組むもの	行政施策として行うもの
<b>自助</b>	<b>共助(互助を含む)(※)</b>	<b>公助</b>
個人や家庭における生活 課題の自発的な解決	自治会・町内会、ボランティア、 NPO*等、市民同士の助け合い	保健・医療・福祉等の 公的な支援・サービス

※ 介護保険等の制度化された相互扶助も含まれます。





## Q どんな計画？

### 第1章

A 「地域のあらゆる主体が互いに支え合う地域共生社会」を推進するための計画です。  
そのため、以下の3計画を一体的に策定しています。

- ◇地域福祉計画
- ◇成年後見制度利用促進基本計画
- ◇再犯防止推進計画

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。

## Q 計画が目指すものは？

### 第2章

A 西東京市版地域共生社会の実現を目指します。

基本理念は、

『**地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京**  
**～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～**』

です。

## Q 西東京市の主な課題は？

### 第3章

- A
- ①交流を増やし、地域のつながりづくりを一層推進する必要があります。
  - ②誰もが支援につながる相談体制を更に強化する必要があります。
  - ③全ての方に情報を届ける工夫を継続的に推進する必要があります。
  - ④ポストコロナ社会のニーズに適応する地域福祉を推進する必要があります。

## Q 特に力を入れることは？

### 第4章

- A
- ①地域共生社会を実現する上での基礎となる、“つながりづくり”
  - ②困ったときに誰もが気軽に相談できる、“相談体制づくり”
  - ③必要な情報を必要な方に分かりやすく提供していく、“情報発信の工夫”

## 第5章

### Q 第5期計画の基本目標は？

- A 基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり
- 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり
- 基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり
- 基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり
- 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり
- 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

## 第6章

### Q 計画の推進方法は？

- A 様々な方や団体等との連携、評価指標の設定、進行管理の整備によって、推進していきます。

## 第7、8章

### Q 成年後見制度\*と再犯防止に係る計画を策定する理由は？

- A 誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、一人一人の権利を守る取組（西東京市成年後見制度利用促進基本計画）、更生して立ち直ることを支える取組（西東京市再犯防止推進計画）等の方向性を示すため、地域福祉計画と一体的に策定しました。

## 資料編

### Q どのように計画を策定した？

- A 市民の声、関係団体の意見等を把握しながら、計画を策定しました。策定経過や策定方法の実施概要を資料編に記載しています。

## 資料編 4 用語の説明

### Q この用語はどんな意味？

- A この計画を市民等とともに推進するため、福祉分野でよく使用される用語について、資料編に「用語の説明」を掲載しています。ご覧いただく際の参考にしてください。

## 🔊 コラム

### Q 色々な活動を知りたい！

- A 市民等が主体となった様々な活動の一部をコラム形式で紹介しています。





# 第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画策定方法



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

# 1 計画策定の趣旨

## ■国の動向

- 平成12年6月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定が規定されて以降、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成29年6月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化等が進められました。
- 令和2年6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村における包括的な支援体制構築のための支援が規定され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。重層的支援体制整備事業は、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するものです。

### 第4期西東京市地域福祉計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
令和元年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	
令和3年	厚生労働省通知「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件について」 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」改正	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定
令和4年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 「こども基本法」公布	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」まとめ
令和5年	「孤独・孤立対策推進法」公布 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

## ■東京都の動向

- 東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」が策定されました。
- その後、社会福祉法の改正を始めとする法・制度の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」がそれぞれ策定されました。
- 令和元年7月には「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

### 「第二期東京都地域福祉支援計画」の主な項目

#### <3つの基本理念>

- 理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

#### <主な改定事項>

- 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響等）
- 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー\*、ひきこもり\*状態にある方等）

## ■新たな社会課題

### <孤独・孤立対策の視点>

- 国では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布されました。また、法律制定に先立ち、「孤独・孤立対策の重点計画」を令和3年度から策定しています。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等が挙げられています。
- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題について、「望まない孤独」及び「孤立」の状態にある当事者や家族等に対し、本人が望む形で社会参加ができるよう、社会全体で一層の取組が必要となっています。

### <新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた視点>

- 令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大（パンデミック）（以下「コロナ禍」という。）は、それまでの経済活動や生活様式を大きく変えました。
- ほかの感染症の感染拡大が発生するなどした際には、福祉的な支援の必要性が高まることも考えられることから、新型コロナウイルス感染症によって生じた福祉的な課題を関係者間で共有し、この経験を後世に活かす必要があります。
- コロナ禍をきっかけとし、新しい生活様式として広がったオンラインツールを相談支援や多世代のつながり等に活用していくことが期待されています。

## <SDGsの視点>

- SDGs(エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。
- 我が国でも、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標(ゴール)の達成に向けて取り組んでいます。
- 本市では、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで10年間のまちづくりの方向性を示す第3次基本構想・基本計画(以下、「総合計画」という。)において、SDGs(持続可能な開発目標)を意識してあらゆる施策を推進する考えを示しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 本計画においても、特に関連が深いSDGsの目標(ゴール)を念頭において、取り組む必要があります。

### 本計画と特に関連が深いSDGsの目標(ゴール)



## ■西東京市の取組、計画策定の趣旨

- 本市では、平成12年6月公布の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に「西東京市地域福祉計画」を策定しました。以降、平成21年3月に第2期、平成26年3月に第3期、平成31年3月に第4期計画をそれぞれ策定し、法・制度の動向や市民ニーズに対応してきました。
- 本市の地域福祉計画の基本理念は、第2期計画以降、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」としてきました。この基本理念を継承しつつ、第4期計画では、市民、行政や専門機関等を含めた地域のあらゆる主体が活かしあい、ともに活躍し、活気があるまちを目指すという意味を込め、副題に「～ともに生きる!まちづくり～」を設定しました。
- 第4期計画期間においては、「西東京市版地域共生社会」の推進に向けて、ほっとネット推進員\*の増加や地域福祉コーディネーター\*の増員等を図り、地域づくりを推進しました。
- 子ども相談室、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口、基幹相談支援センター\*2か所の開設、障害福祉分野におけるケースワーカー制の導入等、専門機関と連携した相談支援体制の強化を図りました。
- 人口・世帯の増加、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、そして、コロナ禍等の影響もあり、世代や属性を越えたつながりを増やすことが依然として課題となっています。
- ひきこもり\*、ヤングケアラー\*、8050問題\*等の背景にある孤独・孤立の問題を始め、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。



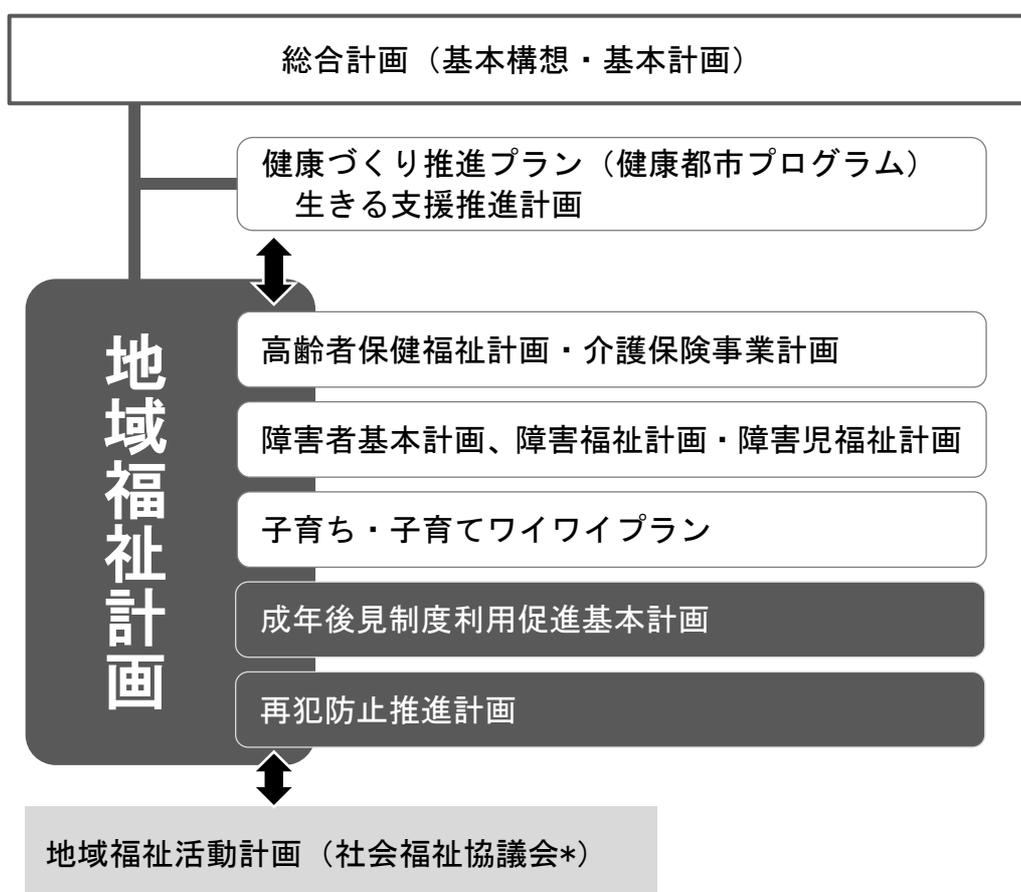
現行の第4期計画が令和5年度で満了することに伴い、法・制度の動向及び市を取り巻く状況を踏まえ、地域福祉に求められる役割を整理した上で、これまでの成果とこれからの課題への対応を推進するために、新たに「第5期西東京市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- 以下の法律を根拠に、3つの計画を一体的に策定しています。

◇社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」  
◇成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」  
◇再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」

- 本計画は、総合計画を上位計画とし、その基本理念や目指すべき将来像、施策の目標を踏まえ、策定しています。
- 福祉分野の上位計画として、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン）を横断的につなぐとともに、健康づくり推進プラン（健康都市プログラム）及び生きる支援推進計画と相互に調和を図りながら、健康福祉施策を推進する役割を担っています。
- 社会福祉協議会\*の「地域福祉活動計画」と本市が目指す地域共生社会の姿を共有し、相互に連携を図っています。



■地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の関連表

地域福祉計画 (第5章)		成年後見制度利 用促進基本計画 (第7章)	再犯防止 推進計画 (第8章)
基本目標1 一人一人が活躍す る地域づくり	(1) 福祉教育・啓発の充実		●
	(2) 地域活動・ボランティア活動の参 画促進		
	(3) 専門的な人材の育成		
基本目標2 みんながつながり あう地域づくり	(1) 地域における活動の促進		
	(2) 交流・活動の場づくり		
	(3) 地域における連携体制づくり		
基本目標3 社会的孤立を防ぎ 必要な支援へつな ぐ仕組みづくり	(1) 支援に結び付ける仕組みづくり	●	●
	(2) 多様な生活課題への対応		●
	(3) 権利を擁護する仕組みづくり	●	
基本目標4 サービス内容の充 実・向上のための 仕組みづくり	(1) 情報提供の充実	●	●
	(2) 相談支援体制の充実		●
	(3) サービスの質の向上	●	●
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ 環境づくり	(1) 防災対策の充実		
	(2) 防犯対策の充実		●
基本目標6 誰もが快適に暮ら せる環境づくり	(1) 人にやさしいまちづくりの推進		
	(2) 移動手段の確保		
	(3) 就労に困難を抱える方の就労支援		●

### 3 計画の期間

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。

		令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	
総合計画	基本構想	第2次基本構想 (H26~)					第3次基本構想 (~R15)					
	基本計画	後期基本計画					基本計画					
地域福祉計画		第4期					第5期					
成年後見制度利用促進基本計画							一体的に策定	第1期				
再犯防止推進計画							第1期					
健康づくり推進プラン (健康都市プログラム)		第2次 (計画期間を1年延伸) (H25~)					第3次 (~R15) 一体的に策定					
生きる支援推進計画		第1次 (計画期間を1年短縮)					第2次 (~R15) 一体的に策定					
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会*)		第四次					第五次					
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		(H30~) 第7期	第8期			第9期						
障害者基本計画		第2次 (H26~)					第3次 (~R15)					
障害福祉計画		(H30~) 第5期	第6期			第7期						
障害児福祉計画		(H30~) 第1期	第2期			第3期						
子育て・子育てワイワイプラン		第2期 (H27~)										

### 4 計画策定方法

- 計画策定に当たり、多くの方々から意見をお聞きしました(資料編に実施概要を掲載)。

- (1) 市民(18歳以上)、民生委員・児童委員\*アンケート調査
- (2) 小・中学生、高校生、大学生等アンケート調査
- (3) 地区懇談会
- (4) 中高生向けワークショップ、ネットワークに係るアンケート、まちづくりフェス来場者アンケート
- (5) 団体・事業者調査
- (6) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会
- (7) パブリックコメント・市民説明会

## 第2章 計画が目指すもの

- 1 西東京市版地域共生社会とは
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画の体系



「いこいな」

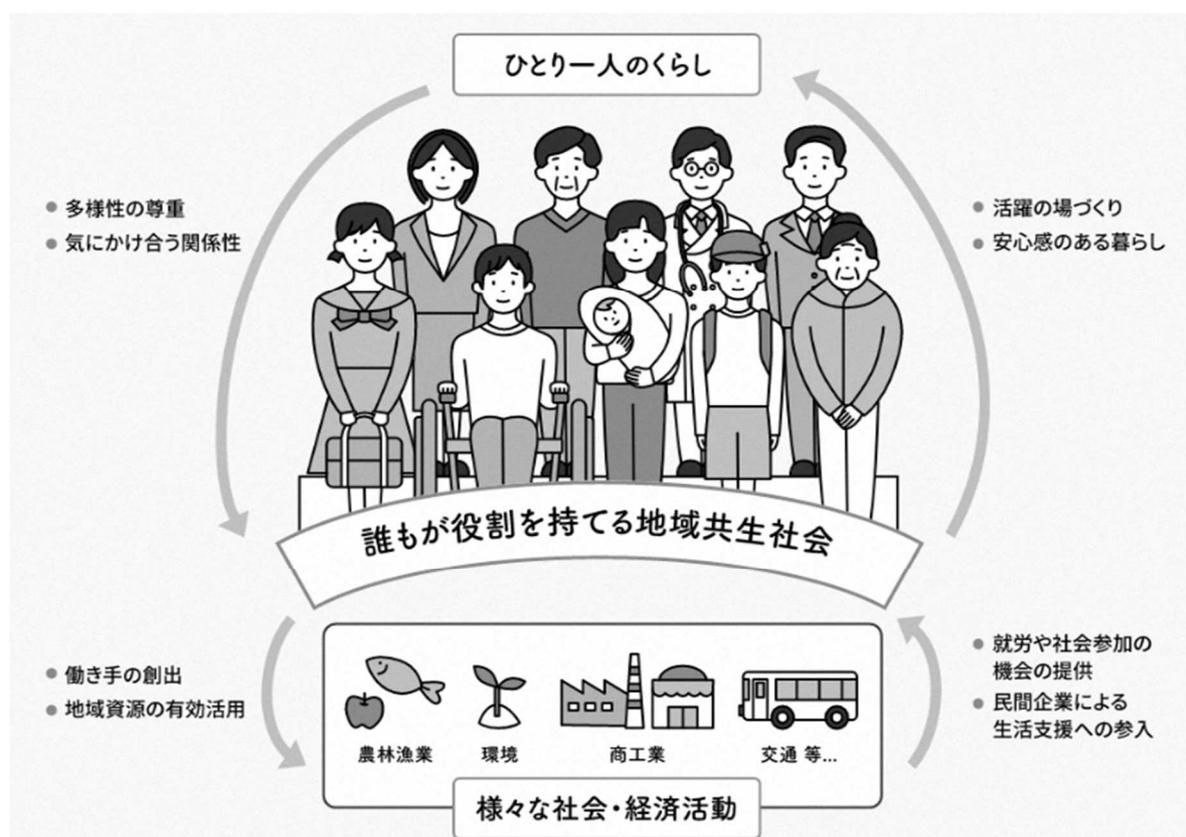
©シンエイ／西東京市

# 1 西東京市版地域共生社会とは

## ■地域共生社会とは

国が提唱する地域共生社会は、人口減少社会における地域づくりの方向性(考え方)を示したものの。

- 国が提唱する地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」です。



資料：厚生労働省HP「地域共生社会のポータルサイト」地域共生社会とは

- 地域共生社会を実現する方法は、地方自治体(市町村)に委ねられています。そのため、地方自治体(市町村)を後押しする仕組みを構築しました。『重層的支援体制整備事業』はその一つです。

### ■地域共生社会の実現のための社会福祉法改正(令和2年法律第52号)による所要の措置

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援

⇒ 『重層的支援体制整備事業』

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進

③医療・介護のデータ基盤整備の推進

④介護人材確保及び業務効率化の取組強化

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

## ■西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会は、本市の抱える課題に対し、国の方向性(考え方)を踏まえつつ、本市の強みを活かした地域づくりの方向性(考え方)を示したもの。

- 西東京市版地域共生社会は、高齢化に伴う人口構造の変化、将来的な人口減少社会の到来、地域での交流やつながりの希薄化といった本市の課題に対し、国の方向性(考え方)を踏まえつつ、「市に住み・活動する全ての方が支え手側・受け手側に分かれることなく、市民主導のネットワーク活動を基盤に、互いに支え合いながら活躍できる社会」を目指すものです。
- 一人一人が地域の方々の困りごとに気付き、地域の方々や地域資源が世代や分野を越えてつながる取組をとおり、地域のみんで解決したり、適切な支援につなげる仕組みを更に進化させていきます。そして、行政を始め、あらゆる分野・機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制を推進し、市民主体の地域活動を支えていきます。

### 本市における運用

#### ◎本市の3つの実践

- ①市民が互いのつながりの中で支え合ってきた地域性を活かす、市民主導の支え合い活動を基盤として推進する。
- ②これまで培ってきた市民同士の支え合うネットワークを踏まえ、重層的な体制づくりにより、誰一人取り残さない地域づくりを推進する。

#### 主なネットワーク

地域課題の解決	ほっとするまちネットワークシステム*
日常的なつながりづくり	ふれあいのまちづくり*
対象者の支援	ささえあいネットワーク*
コミュニティ活動	地域協力ネットワーク*

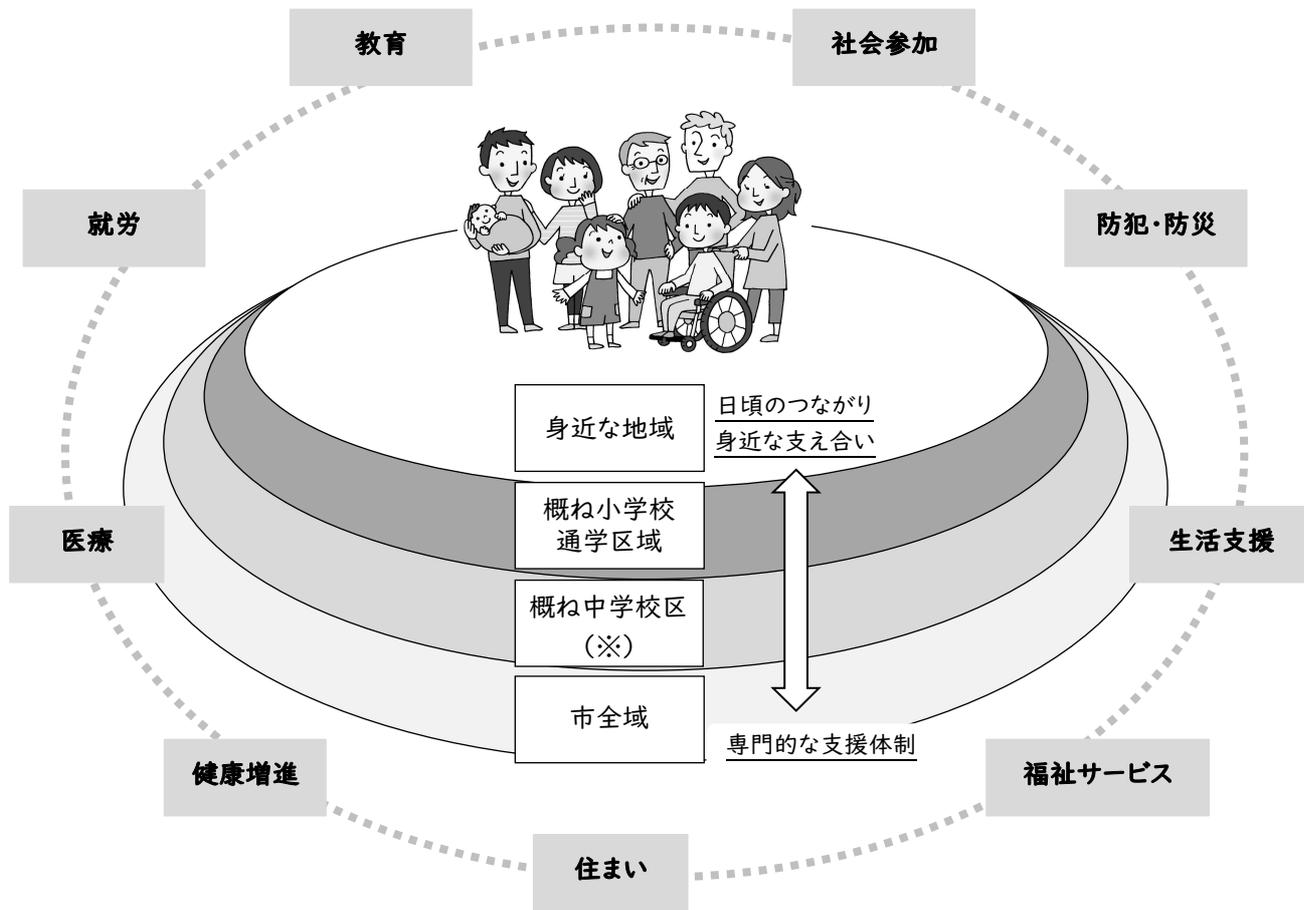
- ③地域福祉コーディネーター\*を4つの圏域ごと(令和6年3月時点)に配置し、個別支援と地域支援の両方を推進する。

#### ◎今後の展開

- ①誰もが自分らしく生きるための支援を重層的に展開するため、「身近な地域」、「概ね小学校通学区域」、「概ね中学校区」、「市全域」の4つの階層を位置付ける。
- ②「身近な地域」で日頃のつながりや活動をとおり、隣近所で相談ができる体制を構築する。そこでの解決が難しい場合は、「身近な地域」を越えて、「概ね小学校通学区域」において、連携・協力した活動を行う。更に難しい課題については、総合計画で示す「中学校区」での身近な窓口相談や地域における様々な資源等が互いに連携・協力して、課題の解決や改善を図る。なお、複数の地域で同様の課題が見られる場合や、より多くの分野の関わりが必要な場合等は、全市的に対応する。
- ③このように、「4つの階層で機能分担と活動・資源の連携を図ることによって、様々な資源を活かし合い、互いに支え合いながら活躍できる社会(西東京市版地域共生社会)の推進を目指す。
- ④「中学校区」は、歩いて行ける距離を考慮した中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲とされており、中学校区の展開に合わせて、これまで4つの圏域において推進してきた地域福祉コーディネーター\*についても検討していく。

■西東京市版地域共生社会の将来イメージ

4つの階層において、互いに支え合いながら活躍できる地域づくりを重層的に展開する



範囲	主な役割（市民・市（行政）・関係機関等がともに取り組む）
身近な地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的なつながり、支え合う活動の実施（近所付き合い、自治会・町内会活動等）</li> </ul>
概ね小学校通学区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・団体活動を中心に、困りごとを早期発見するための活動を展開</li> <li>・自治会・町内会等が連携・協力した活動展開</li> </ul>
概ね中学校区（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機能、居場所等拠点機能の設置</li> <li>・地域性を活かした工夫（人材や既存施設の有効利用等）</li> <li>・各小学校区の地域活動、地区活動が連携・協力した活動展開</li> <li>・地域福祉コーディネーター*や地域協力ネットワーク*等が連携した活動展開</li> </ul>
市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的な施策の実施（普及啓発、福祉教育、情報発信、新規事業立案、条例制定等）</li> <li>・多分野・多機関・広域的なネットワークの構築・強化</li> <li>・専門職の確保・育成</li> </ul>

※ 歩いて行ける距離を考慮した中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲。なお、令和6年3月時点では、4圏域。今後、概ね中学校区での展開を検討。



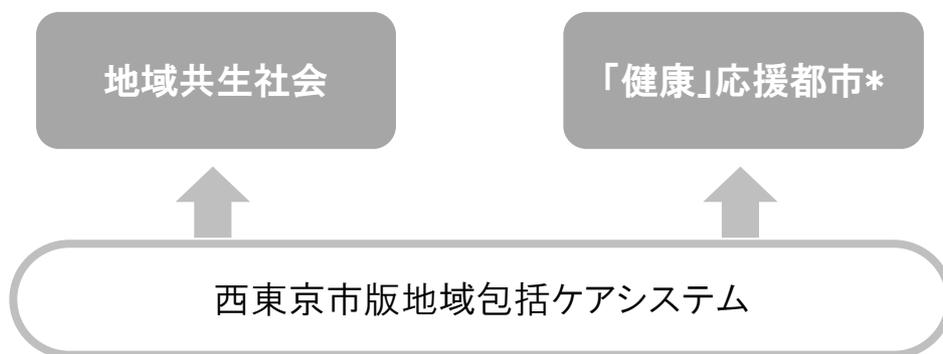
## コラム 市内の主なネットワークの紹介

名称等	主な活動者	活動内容・目的
ほっとするまちネットワークシステム*	地域福祉コーディネーター*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域ごとに配置（ほっとネットステーション）</li> <li>・相談の内容や対象者を限定せず、市民の困りごとを受け止め、ほっとネット推進員*等、新しい地域福祉の担い手の育成をし、地域住民と共に解決する調整役</li> </ul>
	ほっとネット推進員*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に登録したボランティア</li> <li>・地域課題等の情報を地域福祉コーディネーター*に寄せるとともに、解決に向けて協力</li> </ul>
ささえあいネットワーク*	ささえあい協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に登録したボランティア</li> <li>・日常生活における高齢者の見守り、声かけ等を実施</li> </ul>
	ささえあい協力団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に登録し高齢者の見守り協定を結んだ事業所・団体等</li> <li>・業務中等における高齢者の見守り、声かけ等を実施</li> </ul>
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1層（市全域）と2層（日常生活圏域*）に配置（西東京市地域サポート「りんく」）</li> <li>・高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を行う（地域資源の把握、ネットワーク化、資源開発等）</li> </ul>
地域協力ネットワーク*	地域住民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動する住民、自治会・町内会、市民活動団体、企業、公的機関</li> <li>・圏域ごとに地域で顔の見える連携づくり、地域課題の解決を目指す活動</li> </ul>
ふれあいのまちづくり*	地域住民 ふれまち住民懇談会 世話人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の協力者</li> <li>・旧小学校区 20 地区を中心に住民懇談会等、地域に即した活動</li> </ul>
社会福祉法人連絡会 （事業者ネットワーク）	社会福祉法人*（市内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各法人の専門性を活かし、法人同士が連携して、地域住民と共に地域づくりを実践</li> <li>・フードドライブ、地域の福祉相談窓口を実施</li> </ul>



## ■西東京市における地域共生社会の位置付け

- 総合計画では、健康・福祉分野の取組として、地域共生社会と「健康」応援都市\*の実現を掲げています。
- これまでは、地域共生社会や「健康」応援都市\*を実現するための「仕組み」や「プラットフォーム」と位置付けて、西東京市版地域包括ケアシステムを構築し、いわゆる「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）の方が75歳以上（後期高齢者）となる「2025年問題\*」に向けた課題に対応する地域づくりを推進してきました。
- 今後は、全市的に分野を越えた全世代型の地域包括ケアの仕組みを展開し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりの実現を目指します。



(参考) 西東京市における地域福祉に係る主な歩み

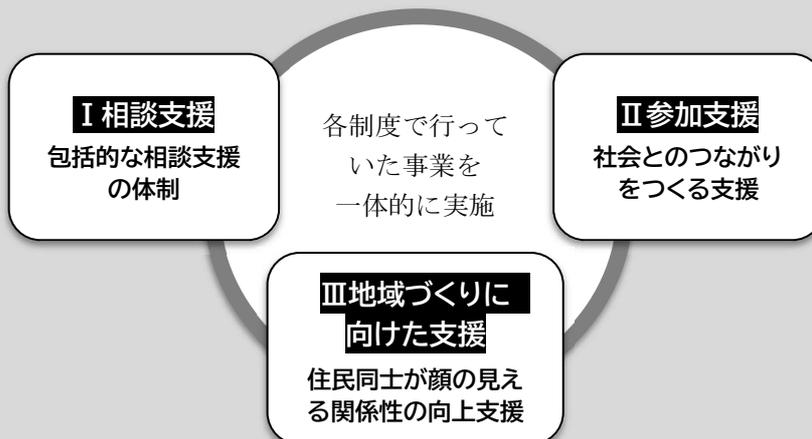
年度	主な出来事
平成22年度	ほっとするまちネットワークシステム*の始動（地域福祉コーディネーター*の配置等）
平成24年度	地域福祉コーディネーター*を2名に増員
平成25年度	地域福祉コーディネーター*を4名に増員
平成27年度	地域包括ケアをテーマとしたシンポジウム等の実施開始
平成30年度	第4期地域福祉計画を策定、西東京市版地域共生社会の実現を目指す
	地域共生社会の実現をテーマとした、ともに生きる！まちづくりフェスの実施開始
令和2年度	福祉丸ごと相談窓口を開設
	地域福祉コーディネーター*を8名に増員
令和3年度	重層的支援体制整備事業の試行実施開始
令和4年度	重層的支援体制整備事業の本実施開始

(参考) 西東京市版地域共生社会と重層的支援体制整備事業の関係

- 令和2年6月公布の社会福祉法改正で新たに創設された、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する重層的支援体制整備事業を活用するとともに、既存の制度も活用した更なる連携強化を図りながら、市民主導と複数のネットワークを基軸とする取組をより一層発展させ、西東京市版地域共生社会の推進を目指します。

<国>重層的支援体制整備事業の全体像

**重層的支援体制＝属性・世代を問わない相談・参加・地域づくりの実施体制**



区分	法律の規定	具体的な取組
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない方に支援を届ける</li> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>
II 参加支援	参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりをつくるための支援を行う</li> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>

**I～IIIを通じ、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施**

<西東京市>重層的支援体制整備事業の対象事業と所管部署

- ①相談を包括的に受ける各種窓口と窓口間の連携の強化
- ②地域福祉コーディネーター\*を中心に、多機関協働の体制づくり、制度の狭間\*等のニーズに対応する支援や社会とのつながりづくりを実施
- ③社会からの孤立を防ぎ、地域で多世代の交流や活動の場を住民主体で実施

3つの仕組みの一体的な運用を行い、支援を必要とする全ての市民を支える重層的支援体制の充実を推進しています。

区分	対象事業名（本市の事業名）		本市の所管部署
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター*の運営 （地域包括支援センター*）	高齢者支援課
		相談支援事業 （基幹相談支援センター*）	障害福祉課
		利用者支援事業 （子育て世代包括支援センター） （地域子育て支援推進員）	健康課
			幼児教育・保育課
		自立相談支援事業 （生活サポート相談窓口*）	地域共生課
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課
	多機関協働事業	多機関協働事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課
Ⅱ 参加支援	参加支援事業	参加支援事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 （住民主体の通いの場の支援等）	高齢者支援課
		生活支援体制整備事業 （地域サポートリンク）	高齢者支援課
		地域活動支援センター機能強化事業 （地域活動支援センター）	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター*） （子育てひろば）	幼児教育・保育課
			子ども家庭支援センター
		地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （地域福祉コーディネーター*）	地域共生課

(参考) 福祉丸ごと相談窓口 (市独自の取組)

- 市民がどこの窓口に相談すれば良いのか分からずに困らないよう、第4期計画の重点的な取組の一つに「相談体制づくり」を位置付けており、令和2年度に、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口を市独自で設置しました(西東京市役所田無庁舎内)。



# 福祉丸ごと相談窓口

ってどんなところ？

福祉に係る相談を「丸ごと」受け付け、相談者が抱える様々な課題の解決に向けて各専門機関と連携し相談支援を行います。

「福祉丸ごと相談窓口」は、以下の3つの機能で構成されています。



「いこいな」

©シンエイ/西東京市

## ほっとネットステーション

どこに相談したら良いか分からない困りごとを受け止め、ともに考えます。様々な支援や地域の力をつなげて、困りごとの解決を目指します。

## 生活サポート相談窓口\*

お金、住まい、仕事等、生活の中での困りごとの相談を受け付けています。

## 地域共生課相談窓口係

生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金事業
ひきこもり・ニート対策事業	就労準備支援事業
入院助産に関する相談受付	

## 2 基本理念

---

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

～ともに生き みらいにつなぐ まちづくり～

- 総合計画の基本理念は、「ともにみらいにつなぐ やさしきといこいの西東京」であり、「みらいにつなぐ」という言葉が新たに加われました。この言葉は、これまで守り育んできた本市の良さを次世代に残していくことに加え、様々な主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。
- 一方、地域福祉計画では、第1期・第2期計画において、地域福祉の普及・推進に努め、第2期計画では、「ほっとするまちネットワークシステム\*」という新たな仕組みを導入しました。第3期・第4期計画では「ほっとするまちネットワークシステム\*」を更に発展させ、地域ので地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んできました。これからも、これまで築いてきた取組の継承は必須であり、また、次世代の担い手を確保することは喫緊の課題であるといえます。
- とともに次世代につなげていくという方向性は一致していることから、本計画では、第4期計画の基本理念「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京 ～ともに生きる！まちづくり～」を引き継ぐとともに、地域のあらゆる主体が活かしあい、地域共生社会を未来に向かって推進するという意味を込め、副題に「みらいにつなぐ」を追加しました。

### 3 基本方針

---

#### 基本方針1 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の中で起きている課題について、主体的に考えられるよう、福祉教育・啓発を充実させ、市民一人一人の活動への参画を促進します。さらに、ボランティアやNPO\*、社会福祉法人\*等の活動支援や、それらの団体や関係機関、各種ネットワークを広く連携させ、市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します。

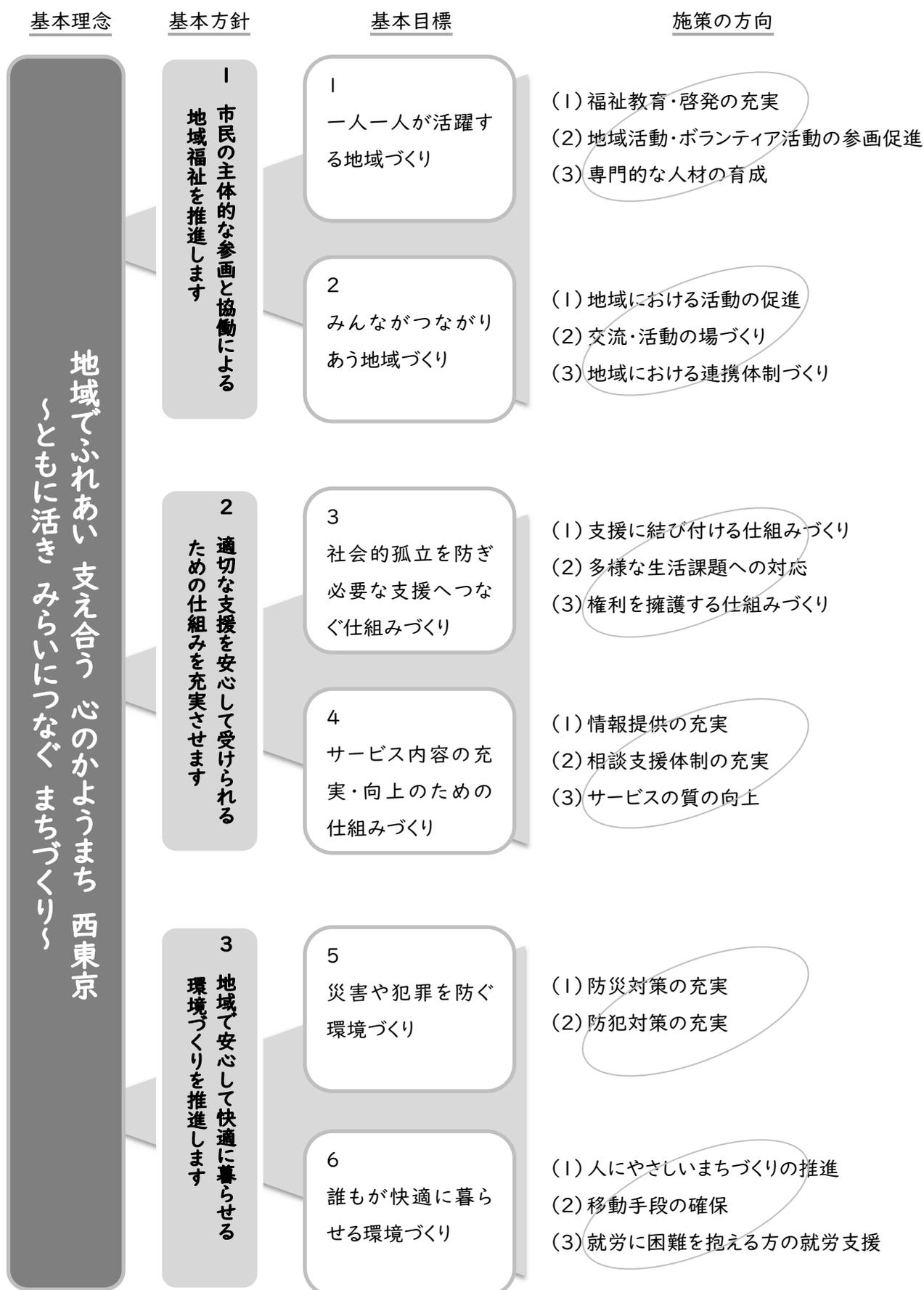
#### 基本方針2 適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます

地域で孤立している方や必要な支援に結びついていない方を把握し、適切な支援へと結び付けていくとともに、ひきこもり\*、ヤングケアラー\*、8050問題\*、虐待、自殺、生活困窮等、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組み、適切な支援を安心して受けられるための仕組みを充実させます。

#### 基本方針3 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します

身近な地域における防災・防犯の取組を充実するとともに、施設や道路等を誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン\*の考え方にに基づき、整備を推進するほか、移動手段の確保や就労支援等、地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進します。

## 4 計画の体系



## 第3章 本市の現状と課題

- 1 データで見る本市の現状
- 2 市民等の意見(各種調査結果)、事業の進捗状況
- 3 地域福祉を推進する上での課題



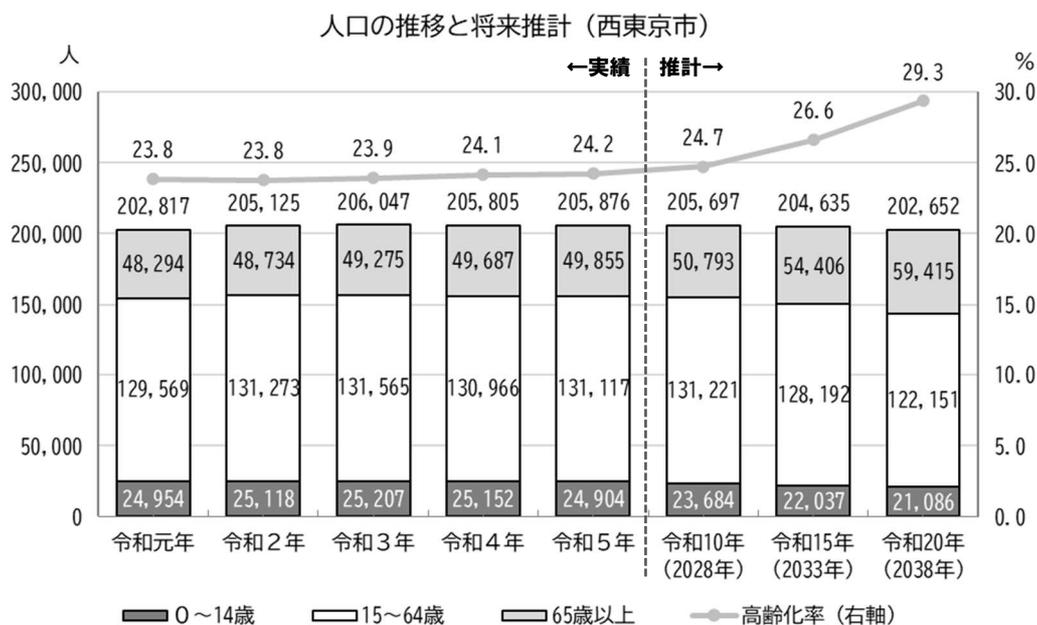
「いこいな」

©シンエイ／西東京市

# 1 データで見る本市の現状

## ■人口・世帯

- 近年、増加していた人口は、令和3～5年に206,000人前後で横ばいです。将来推計をみると、総人口は減少に転じます。その中で、0～14歳と15～64歳が減少、65歳以上は増加し、高齢化率は令和20(2038)年に29.3%になる見通しです。

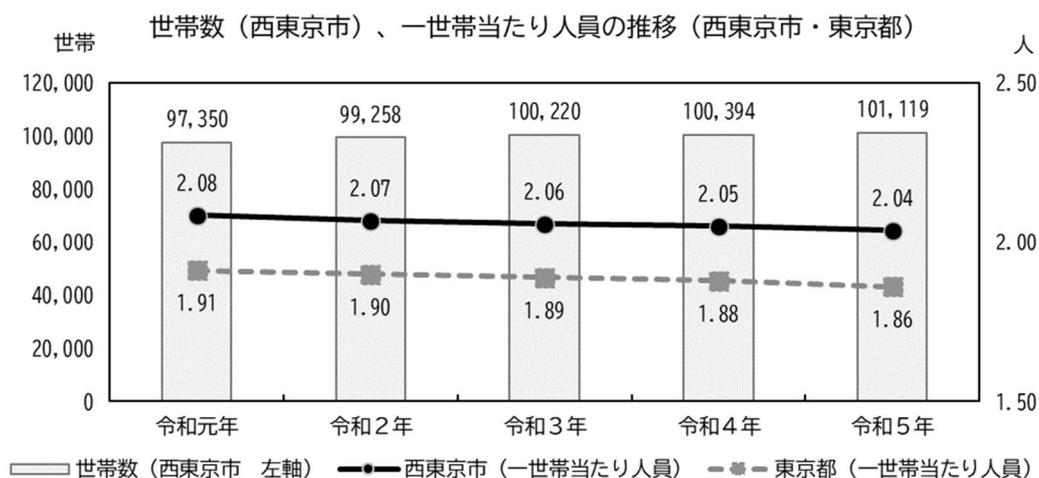


注：平成31年は、便宜上、令和元年と表記

資料：実績は、統計にしようきょう（平成30年版～令和4年版）（各年1月1日）

推計は、西東京市人口推計調査報告書（令和4年11月）（各年4月1日）

- 世帯数は、毎年、増加しています。一方で、一世帯当たり人員は減少しています。

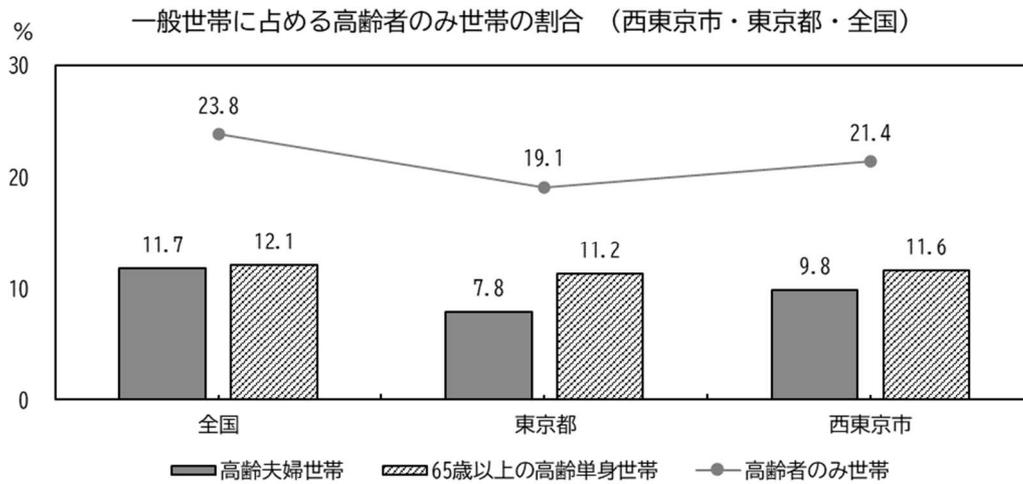


注：平成31年は、便宜上、令和元年と表記

資料：西東京市は、統計にしようきょう（平成30年版～令和4年版）（各年1月1日）

東京都は、東京都HP「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（各年1月1日）

- 高齢者のみ世帯、高齢夫婦世帯、65歳以上の高齢単身世帯のそれぞれの割合は、全国より低く、東京都より高くなっています。

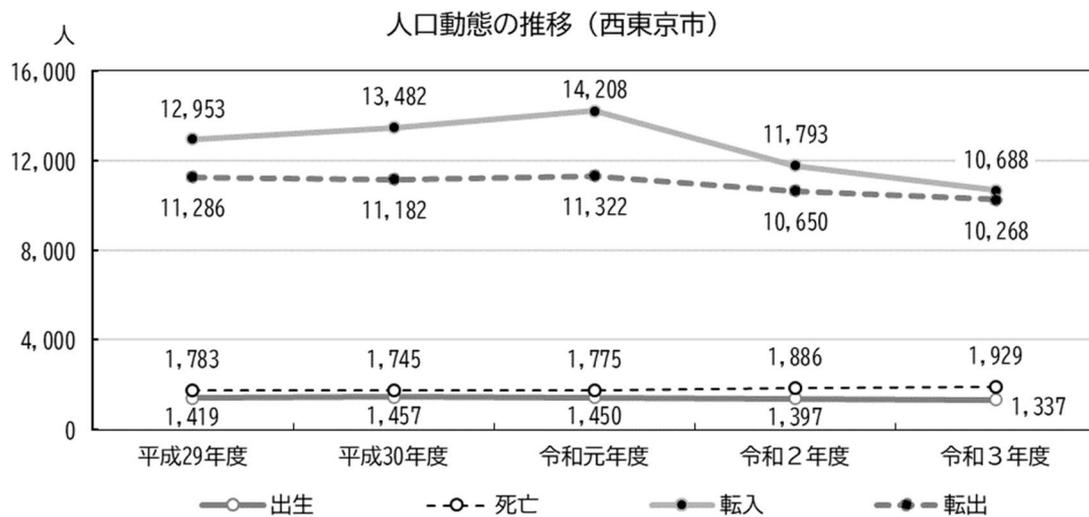


定義：高齢夫婦世帯…夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

65歳以上の高齢単身世帯…65歳以上の単身世帯

資料：令和2年国勢調査 人口等基本集計

- 転入数は、令和元年度以降、減少しています。一方、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減の割合が少しずつ拡大しています。

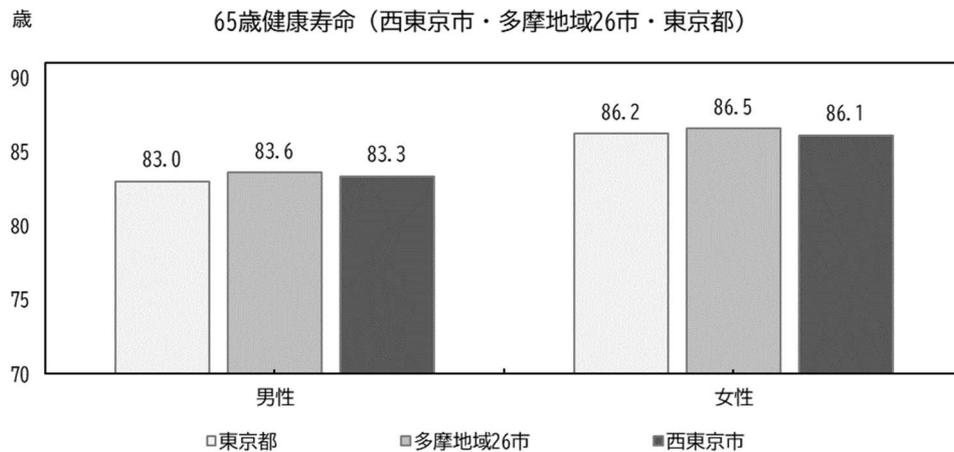


注：平成31年は、便宜上、令和元年と表記

資料：統計にしよう（平成30年版～令和4年版）

## 健康・福祉

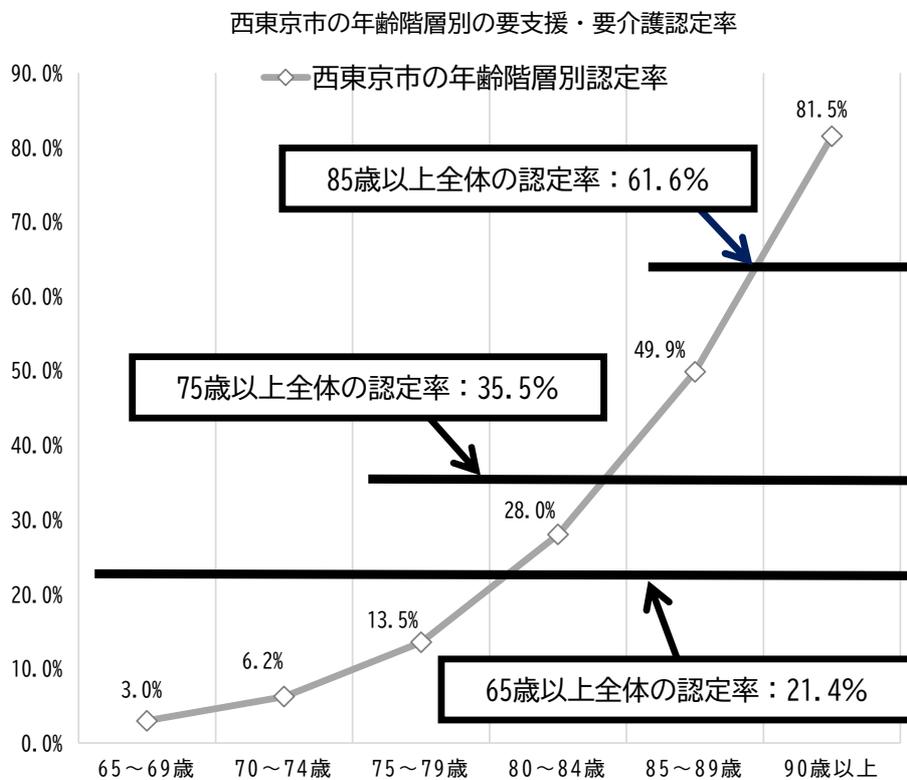
- 65歳以上健康寿命は、男女ともに、多摩地域26市平均をわずかに下回ります。



定義：要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合

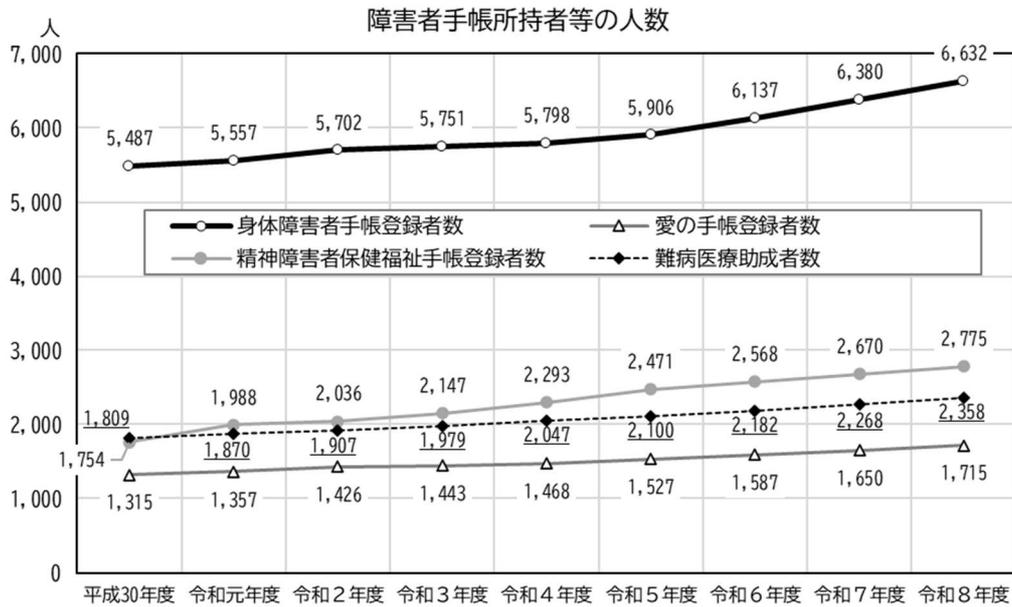
資料：東京都HP「令和3年 65歳健康寿命算出結果区市町村一覧」

- 本市の65歳以上被保険者の要介護認定率は21.4%ですが、年齢が上がることに伴い上昇し、75歳以上で35.5%、85歳以上では61.6%となっており、85歳以上で急激に上昇する傾向にあります。



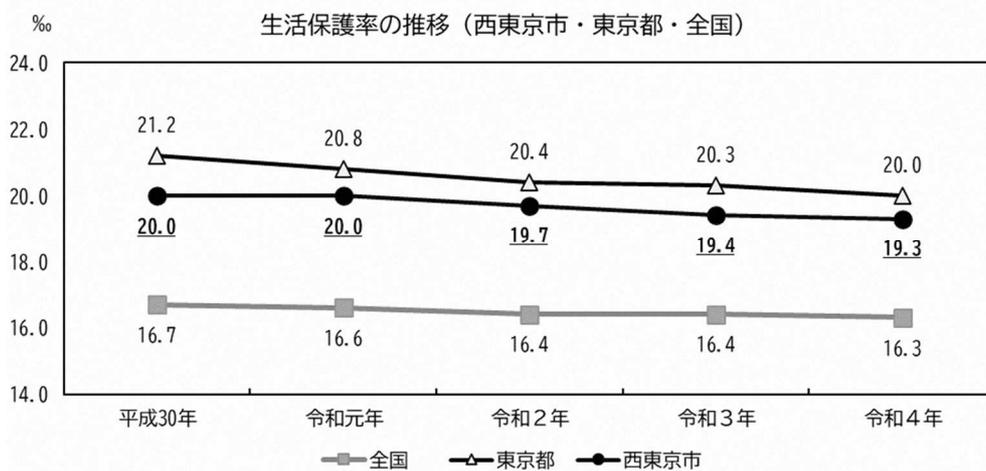
資料：西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

- 本市の障害者手帳所持者等の人数は、手帳等の種別を問わず増加傾向にあります。このうち、近年は精神障害者保健福祉手帳所持者数が大幅に増加しています。今後も手帳所持者数等は増加していくことが見込まれています。



資料：第3次西東京市障害者基本計画及び第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画

- 生活保護\*率は、全国より高く、東京都より低い水準で推移しています。



注：平成31年は、便宜上、令和元年と表記。全国値は速報値。1% = 0.1%  
資料：統計にしよう（令和4年版）（各年3月31日）

## 2 市民等の意見(各種調査結果)、事業の進捗状況

### ■市民等の意見(各種調査結果)

#### ■地域でのつながりが弱いと感じられています



- 市民アンケートでは、「地域での人との付き合いや関わりが必要」(問9)、「近所との交流が少ない」(問13)、「急病時の対応、見守りや声かけ、災害時の手助けが必要」(問15)が多く挙げられています。
- さらに、同様の意見が、民生委員・児童委員\*アンケート(問6)、小・中学生、高校生アンケート(問7)、地区懇談会(全地区。報告書Ⅱ地区ごとの結果)、団体アンケート(問9)、事業者アンケート(問3)でも挙げられています。

#### ■誰もが気軽にできる地域活動・ボランティア活動が望まれています

- 小・中学生、高校生アンケート(問12)では、参加しやすい活動として、「気軽にできること(時間が短い等)」、「誰にでもできること」、「自分の得意なこと・経験をいかせること」が多く挙げられています。
- さらに、同様の意見が、大学生等アンケート(問5)でも挙げられています。
- また、市民アンケート(問24)では、福祉に係るボランティア活動への参加意向を約3割の方が持っていることも分かります。



#### ■地域福祉活動には、連携やネットワークが重要と考えられています

- 市の地域福祉推進に最も重要なことについて、民生委員・児童委員\*アンケート(問23)では、「地域における連携体制づくり」、事業者アンケート(問12)では、「地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置」と「施設、住民を含めたネットワークづくり」が多く挙げられています。
- 一方で、団体アンケートでは、「新しいメンバーが入らない」(問6)、「会員の減少、役員の高齢化」(問12 自由記述)という課題が多く挙げられています。
- 中高生向けワークショップでは、全ての方が「互いに支え合いながら活躍できる社会」にするため、「障害のある人が経営するカフェのような場所で、障害者も健常者も互いに情報共有できる場をつくり、身近に障害のことを知ったり、悩みを共有できる場所をつくる」というアイデアも挙げられています。
- ネットワークに係るアンケートでは、ほとんどネット推進員\*とささえあい協力員の役割の違いが分かりにくいと思う方が過半数を占めました。一方、「目指すところは一緒である」、「両方の視点が大事」等、これからの活動の在り方への意見も挙げられています。





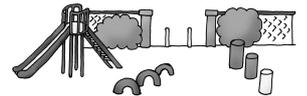
## ■見守り等の支援が必要な状況にある方や世帯が多く見られます

- 民生委員・児童委員\*アンケート(問8)、団体アンケート(問8)では、見守り等の支援が必要な状況にある方や世帯、ひきこもり\*のケースが見られるとの回答が多く挙げられています。
- 地区懇談会(北東部地区)では、ヤングケアラー\*、子育て支援のほか、「外国にルーツを持つ家庭のお子さんがなかなか把握できない」、「外国人、異文化の方への支援・理解」、「外国人との交流」が課題として挙げられていました。
- 事業者アンケート(問4 自由記述)では、支援の必要な方・世帯を支える上での課題として、「ひきこもり\*や未治療の方への支援を多事業所でサポートする体制」、「家庭単位での支援の強化」等が多く挙げられています。



## ■分かりやすい情報提供と利用しやすい相談窓口が望まれています

- 市民アンケートでは、福祉に係る用語、市や関係機関の事業等についての認知度(問26①②)について、「ほっとするまちネットワークシステム\*」、「地域福祉コーディネーター\*」、「ほっとネット推進員\*」が十分とはいえません。
- さらに、(問30)では、「自身や家族がどこに相談すればいいか分からない困りごとがある」と回答した方の割合が1割強、(問32)では、「土日・祝日でも相談できる」、「チャット、LINE等で相談できる」の順に多く挙げられており、個人情報の取り扱い(問33)については、「適切な支援を行うためには提供もやむを得ない」と回答した方が6割台となっています。
- また、市の地域福祉推進のために最も重要な取組(問41)では、「分かりやすい情報の提供」が最も多く挙げられています。



## ■自然や公園が多い一方、交通利便性の向上が望まれています

- まちの印象について、「自然や公園が多いまち」(小・中学生、高校生アンケート問16 自由記述)、「住みやすい、暮らしやすい、生活しやすいまち」(大学生等アンケート問6 自由記述)が多く挙げられています。
- 住み続けたいまちについては、「自然や公園が多いまち(遊具がたくさんある公園)」(小・中学生、高校生アンケート問17 自由記述)、「人にやさしく、思いやりのあり、穏やかなまち」(大学生等アンケート問12 自由記述)が多く挙げられています。
- 一方、地区懇談会(全地区。報告書参考資料)では、「市内の交通の便が悪い」という意見が挙げられています。
- また、住みにくい理由では、「道路の段差が多い・歩道が整備されていない」(市民アンケート問34 付問)、「買物等が不便」(民生委員・児童委員\*アンケート問15 付問)が多く挙げられています。

## ■第4期計画の評価指標で見る進捗状況

- 全19指標のうち、目標達成は4項目、目標達成に近づいた指標は4項目、目標から遠のいた指標は11項目です。

進捗：◎目標達成    △目標に近づく    ■目標から遠のく

項目	現状値	目標値	最新値	進捗	
	平成29年度	令和5年度	令和4年度	◎△■	
	(2017年度)	(2023年度)	(2022年度)		
<b>基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり</b>					
ボランティア・市民活動センター*登録者数	504人	700人	415人	■	
自治会・町内会等の加入世帯数	19,177世帯	20,186世帯	20,292世帯	◎	
市民アンケート【今後、福祉に係るボランティアに参加したいとお考えですか。】という設問において「積極的に参加したい・できるだけ参加したい」と回答した方の割合	39.7%	42.2%	30.6%	■	
<b>基本目標2 みんながつながりあう地域づくり</b>					
ふれあいのまちづくり*事業における地域活動拠点*	利用登録団体	83団体	100団体	72団体	■
	延べ利用者数	15,260人	18,000人	7,306人	■
	延べ利用回数	3,424回	4,000回	1,266回	■
地域協力ネットワーク*	設立数	2団体	4団体	4団体	◎
	参加団体数	60団体	128団体	187団体	◎
市民アンケート【お住まいの地域に次のようなこと(課題)を感じていますか。】という設問において「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」と回答した方の割合	14.2%	11.7%	20.6%	■	
<b>基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり</b>					
地域福祉コーディネーター*相談件数	1,059件	1,749件	1,331件	△	
女性相談件数	493件	550件	332件	■	
権利擁護センターあんしん西東京*での相談件数	945件	1,100件	1,492件	◎	
<b>基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり</b>					
高齢者一般調査【高齢者層における地域包括支援センター*認知度】	48.4%	58.4%	57.6%	△	
福祉サービス第三者評価*の受審件数	65件	90件	83件	△	
<b>基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり</b>					
防災市民組織の数	97組織	150組織	94組織	■	
市民アンケート【日ごろから地域の防災訓練に参加していますか】という設問において「参加している」と回答した方の割合	12.2%	14.7%	9.8%	■	
消費者生活相談件数(※1)	1,161件	1,100件	1,388件	■	
<b>基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり</b>					
はなバス*の輸送人員(※2)	2.09人/km	2.18人/km	1.87人/km	■	
市民アンケート【お住まいの地域に次のようなこと(課題)を感じていますか。】という設問において「移動手段が整っていない」「買物へ行くのに不便を感じている」と回答した方の割合	16.5%	14.0%	14.8%	△	

※1 消費者トラブルの未然防止による相談件数の減少が目標。

※2 1日1km当たりの輸送人員。

## ■第4期計画の評価指標の進捗状況と主な課題

基本目標1	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会・町内会等加入世帯数が1,000世帯以上増加し、目標を上回りました。</li> <li>● ボランティア等の登録者数、福祉に係るボランティアへの市民の参加意向は、ともに減少しました(コロナ禍で活動自粛を余儀なくされた影響も考えられます)。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉分野のボランティアや活動への関心を高めることが引き続き課題です。</li> </ul>
基本目標2	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域協力ネットワーク*が4地区に広がり、参加団体数も3倍になりました。</li> <li>● ふれあいのまちづくり*事業の3つの指標、居場所の数に係る市民評価は、ともに減少しました(コロナ禍で活動自粛を余儀なくされた影響も考えられます)。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれあいのまちづくり*事業と居場所づくりの活動を再び充実させることが課題です。</li> </ul>
基本目標3	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉コーディネーター*と権利擁護センターあんしん西東京*への相談件数が増加しました。特に、権利擁護センターあんしん西東京*は、約1.6倍に急増しています。</li> <li>● 女性相談は、件数が減少しました。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 困難な状況にある市民が支援とつながるための仕組みの強化が課題です。</li> </ul>
基本目標4	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者層の地域包括支援センター*認知度、福祉サービス第三者評価*受審件数は、ともに増加しました。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 困った時の気軽に相談できる体制と、利用者本位のサービスの充実が引き続き課題です。</li> </ul>
基本目標5	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3つの指標ともに目標を達成できませんでした(コロナ禍による防災訓練の中止も影響したと考えられます)。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災力を高めること、消費者トラブルの未然防止が引き続き課題です。</li> </ul>
基本目標6	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● はなバス*輸送の指標(1日1km当たりの輸送人員)は、目標から遠のきました(コロナ禍による外出自粛が大きく影響したと考えられます)。</li> <li>● 移動手段(買物の時等)が整っていないと回答した方の割合は、減少しました。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動手段を含めた生活の利便性を高めることが課題です。</li> </ul>

### 3 地域福祉を推進する上での課題

本市の状況とアンケート調査や地区懇談会の結果等から、地域福祉を推進する上で特に重要な課題を整理します。

#### 課題① 交流を増やし、地域のつながりづくりを一層推進する必要があります

##### <第4期計画の取組・成果>

- 本市では、地域でのつながりづくりを市民や関係団体等と連携して推進しており、ほっとネット推進員\* やささえあい協力員の増加、地域福祉コーディネーター\*の増員等で一定の成果が見られました。



- しかし、活動している方の高齢化や転入者が増えてきたこと、そして、コロナ禍により、様々な活動が制限された影響等もあり、どの世代も地域での交流の少なさを感じている状況です。

##### <これからの課題>

- 地域のつながりが地域福祉の基盤であることから、ほっとネット推進員\*、地域福祉コーディネーター\*、地域で活動する多くの団体等と協力して、住民が気軽に交流したり、悩みを話し合えたりする機会の増加へ向け、より一層取り組む必要があります。
- 将来にわたって、地域活動の担い手を確保・育成できるよう、多くの住民が地域の様々な活動に参加する環境づくりを推進する必要があります。

## 課題② 誰もが支援につながる相談体制を更に強化する必要があります

### <第4期計画の取組・成果>

- 子ども相談室、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口、基幹相談支援センター\*2か所の開設、障害福祉分野におけるケースワーカー制の導入、さらに、既存の地域包括支援センター\*、子ども家庭支援センターのどか\*、地域子育て支援センター\*を拠点に、相談内容に対して適切な専門機関と連携して支援する体制を強化してきました。
- 一方、相談先が分からない困りごとを抱えている市民も1割程度いるものと見られます。また、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者はもちろん、どの地域にもひきこもり\*、ヤングケアラー\*、外国人や外国にルーツを持つ子ども等、何らかの支援が必要な状況にある方や世帯が見られます。



### <これからの課題>

- 今後も少子高齢化の進行や不透明な経済情勢等を背景に、複雑化・複合化する課題を抱えている方や世帯が増えることが想定されます。
- 誰もが気軽に相談ができるよう、全世代型・全対象型の支援体制に向けて多機関・多分野との協働と包括的・重層的に支援する体制を更に強化する必要があります。

## 課題③ 全ての方に情報を届ける工夫を継続的に推進する必要があります

### <第4期計画の取組・成果>

- 本市では、情報取得が困難な方にも配慮しながら、様々な媒体や講座等を通じて、福祉分野の情報発信に取り組んできました。
- しかし、市民の相談窓口に対する認知度は依然として低い状況であり、地域福祉に関連の深い活動や取組に対する認知度も十分とはいえません。また、市の地域福祉の推進のために最も重要な取組に「分かりやすい情報の提供」が挙げられています。



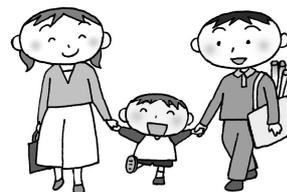
### <これからの課題>

- 必要な方に必要な情報を届ける取組は、これまでと同様、本市の課題です。SNS\*等を活用した周知啓発も含め、今後の情報発信ツールの効果的な活用を視野に入れながら、全ての方に情報を届ける工夫を継続的に推進する必要があります。

#### 課題④ ポストコロナ社会のニーズに適應する地域福祉を推進する必要があります

##### <第4期計画の取組・成果>

- コロナ禍の影響により、福祉分野においても多くの事業、講座、地域の行事や防災訓練等が中止になりました。
- 市民アンケート(問17)では、「外出や運動する機会が減り、健康を害した(19.9%)」、「収入が減り、生活に困った(10.5%)」、民生委員・児童委員\*アンケート(問5)では、「研修や学習等、スキルアップに充てる時間が減った(74.6%)」等の結果が出ており、市民の健康、生活や地域活動等に大きな影響を及ぼしたことが分かります。
- コロナ禍は、住居確保給付金の受給者が増加するなど、経済基盤に潜在的なリスクのある方を顕在化させ、児童・生徒の肥満や生活リズムの乱れ等も引き起こしています。
- その一方、急速に普及したデジタル技術により、働き方、コミュニケーション方法や教育環境が多様化しました。また、オンラインによる連携や交流が広がったこと、「電話で話そう20分」といった新しい取組を始めたこと等の「効果」も生まれています。



##### <これからの課題>

- 長期間にわたるコロナ禍の影響は、これから様々な場面で表面化する可能性があり、新しい支援ニーズが出てくることも考えられます。
- ポストコロナ社会の地域福祉は、コロナ禍で始まった活動やデジタル技術の力を活かし、新しいアプローチの方法やつながり方の工夫、多様な主体との連携を広げるなど、変化するニーズに適應していく必要があります。

## 第4章 重点的な取組

重点的な取組1 つながりづくり

重点的な取組2 相談体制づくり

重点的な取組3 情報発信の工夫

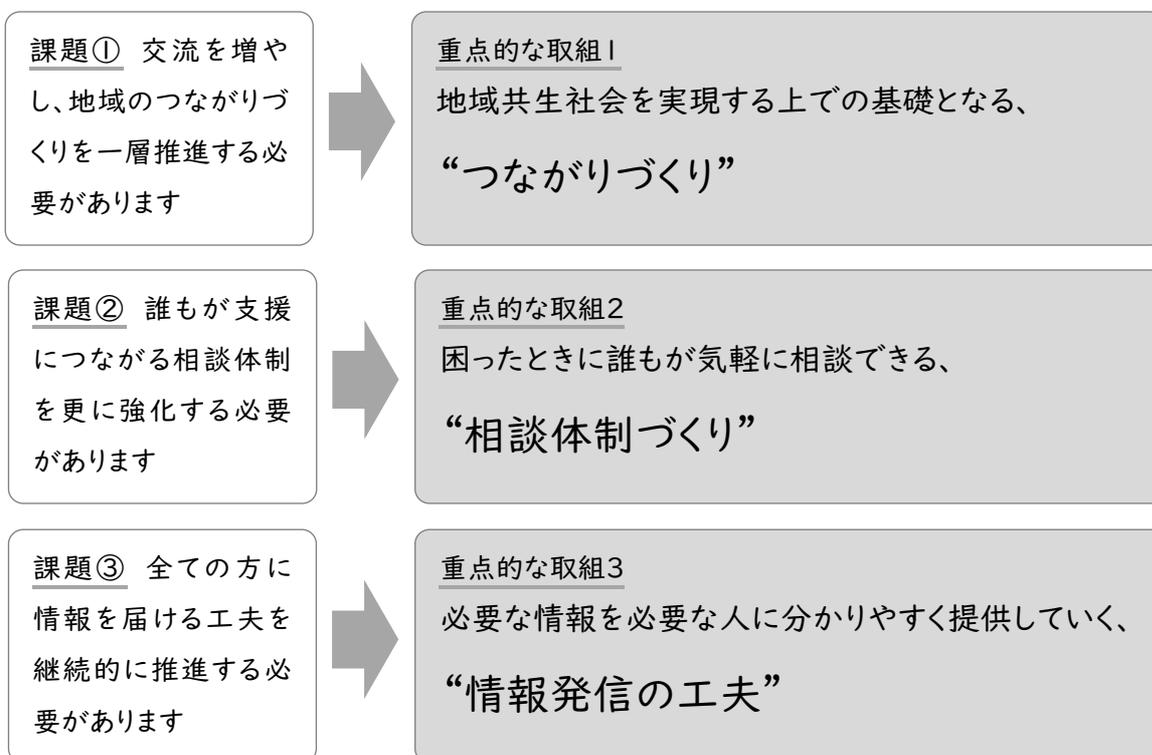


「いこいな」

©シンエイ／西東京市

## ■重点的な取組の設定

- 本市では、第2期西東京市地域福祉計画策定時の「市内では、福祉に関わる様々な地域活動団体や個人が活動をしているが、相互の連携が十分に確保されているとは言えない現状がある」という課題認識のもと、平成22年から「ほっとするまちネットワークシステム\*」を始動させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりに取り組んできました。
- この取組は、地域福祉コーディネーター\*への相談件数や活動件数の増加、地域福祉コーディネーター\*に協力し、地域福祉の推進に協力する市民ボランティアである「ほっとネット推進員\*」登録者の増加等、一定の成果を挙げています。
- 第3期西東京市地域福祉計画において、「西東京市版地域共生社会」の実現を目指し、“つながりづくり”、“相談体制づくり”、“情報発信の工夫”の重点的な取組を軸に、それまでの市の取組を改めて整理し、位置付け、第4期西東京市地域福祉計画においても継続して位置付けました。
- 一方で、現状は、「地域での交流の少なさ」や「市民の相談窓口の認知度が低い」ことが多くの世代に共通して挙げられており、「相談先が分からない困りごとを抱えている」ケースも挙げられています。また、これからの社会は、孤独・孤立の問題等を背景に、複雑化・複合化するニーズに対し、分野横断的に対応していく仕組みがますます重要となっています。
- 「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、本計画では引き続き3つの重点的な取組を設定し、市民とともに取り組んでいくこととします。(※)



※ 第3章 3 地域福祉を推進する上での課題の「課題④ ポストコロナ社会のニーズに適応する地域福祉を推進する必要があります」に関しては、今後、施策を実践する際に、必要に応じて、効果的な取組を検討していきます。

## 重点的な取組1 つながりづくり

### <これまでの成果>

- 本市では、ほっとするまちネットワークシステム\*や地域協力ネットワーク\*といった仕組みを通じ、地域福祉コーディネーター\*等とともに、地域のつながりづくりに早くから取り組んできました。
- その結果、地域づくりに参加する市民、活動団体、関係機関が増えてきたことは大きな成果といえます。

### <これからの課題>

- 誰一人取り残さない地域づくりを行うため、ネットワークを重層的に張り巡らしていますが、コーディネーターの役割や地域のネットワークの目的・活動内容等について、市民にとって分かりやすく周知し、有機的な連携体制を推進することが求められています。
- 多様化する地域ニーズに対応するつながりづくりや居場所づくりとして、市民の自主的な活動を更に増やしていく必要があります。また、地域活動の担い手の確保・育成も重要です。

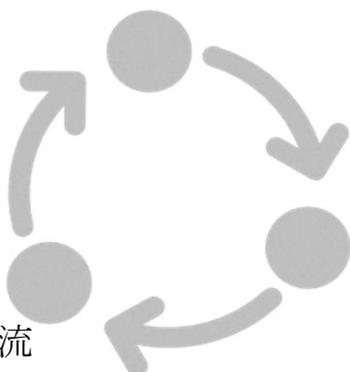
### <今後の方向性>

- 地域でのつながりづくりのためのネットワーク、様々なコーディネーターに係る事業や令和2年6月公布の社会福祉法改正で新たに創設された重層的支援体制整備事業を、市民や関係者に分かりやすく周知していきます。
- 身近な地域における交流の場としての居場所の重要性を鑑み、市民主体の地域活動の活性化に向け、市民交流施設、公共施設やサロン\*事業の一層の活用、学校を活用した交流等、多様な「つながりづくり」の充実に向け、支援を行っていきます。

### 多様な「つながりづくり」の充実

ネットワークやコーディネーター事業の周知

学校等を活用した交流



市民交流施設、公共施設やサロン\*事業の一層の活用

## 重点的な取組2 相談体制づくり

### <これまでの成果>

- 子ども相談室、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口、基幹相談支援センター\*2か所の開設、障害福祉分野におけるケースワーカー制を導入しました。
- 地域包括支援センター\*、子ども家庭支援センターのどか\*や地域子育て支援センター\*等においても、相談内容に応じ、適切な相談先へつないでいます。
- 相談受付の手段も、窓口における対面相談、電話やメール等による相談対応のほか、地域に出向いての相談も行ってきました。さらに、LINE相談やオンライン相談も始めています。
- コロナ禍も踏まえ、ここ数年で市民が相談しやすい窓口体制と相談方法の多様化が大きく進みました。

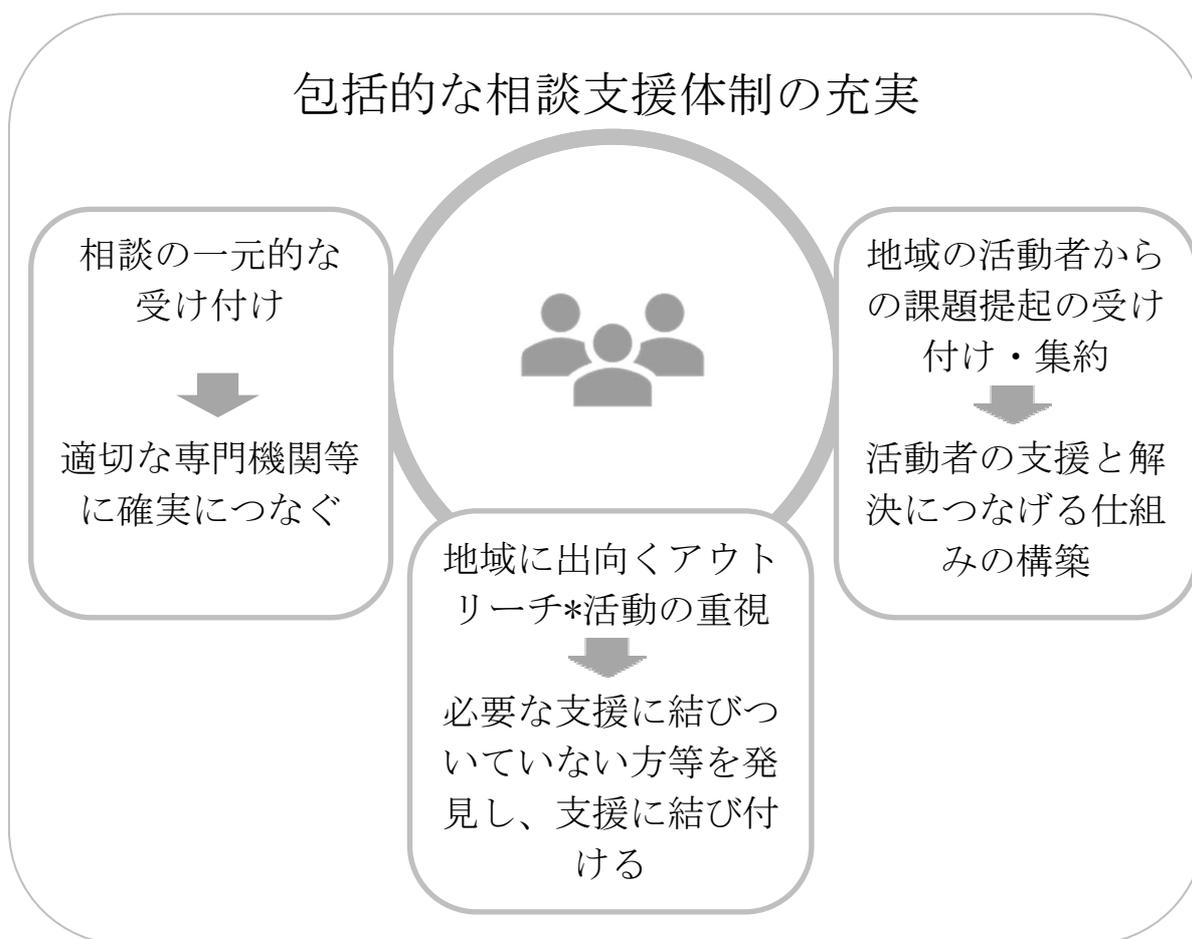
### <これからの課題>

- 制度の狭間\*の課題を抱えるケース、分野をまたぐ複雑なケースや複合的な課題を抱えるケースが増えてきている中、どこに相談すれば良いか分からない困りごとのある方もいます。
- アンケートや地区懇談会の結果では、地域とのつながりが不十分であることにより、何らかの支援が必要な状況であるにも関わらず、必要な支援に結びついていない方が少なからずいる状況があります。

### <今後の方向性>

- 市民からの相談を一元的に受け付け、関係機関等と連携し、適切な専門機関等へ確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関係機関等の連携体制の構築に取り組みます。
- 包括的な相談支援体制をより効果的に機能させるため、重層的支援体制整備事業を活用しながら、地域に出向くアウトリーチ\*活動を重視するとともに、相談支援体制に係る広報を積極的に行うことで、必要な支援に結びついていない方等からの相談や課題を発見し、支援に結び付けていきます。
- 地域を支える住民の活動の重要性を鑑み、ほっとネット推進員\*等の地域で活動している方々に対する支援体制について、より一層の充実を図り、地域からの課題提起を受け付け、集約し、解決につなげる仕組みの構築に取り組みます。

## 包括的な相談支援体制の充実



## 重点的な取組3 情報発信の工夫

### <これまでの成果>

- 本市では、情報取得が困難な方に配慮し、市民等にとって分かりやすい情報発信に努めてきました。
- アクセシビリティ(情報利用のしやすさ)に配慮した市報及び市ホームページの編集、多言語によるパンフレット作成、SNS\*の活用等、情報発信の多様化が進みました。

### <これからの課題>

- アンケートでは、依然として「分かりやすい情報の提供」への要望が多くなっており、また、地区懇談会においては、市のサービスや相談窓口等の情報が必要なときに得られにくいとの声が挙げられています。
- ボランティア活動や居場所等、より身近な地域の中での情報を共有する手段の少ないことが、市民の地域活動への参加につながっていない一因となっている状況があります。

### <今後の方向性>

- これまでも市民に分かりやすい情報発信に努めてきましたが、引き続き多様な媒体を活用した情報発信の方法を工夫していきます。
- デジタル・デバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差)を解消するため、年代や属性、情報入手する上での障害の有無等、情報の受け手側の立場に立った視点での情報提供に努め、誰でも必要なときに必要な情報入手することができるよう、きめ細やかな情報提供の検討を行います。
- より身近な地域の中の情報については、地域内における口コミ、掲示板等の活用、地域における情報発信の機会・場の提供やデジタル技術の活用等、地域内の情報共有の促進に取り組みます。



### 市民に分かりやすい情報発信の充実



多様な媒体の活用

情報を受ける側の  
立場に立った、  
きめ細やかな情報  
提供

地域内の情報共有  
の促進  
(口コミや掲示板  
の活用等)

## 第5章 施策の展開

基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり

基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

## 基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり



### <これまでの成果>

#### (福祉教育・啓発)

- 福祉教育・啓発は、学校の道徳の授業や様々な地域活動の機会を利用しています。出前講座\*終了後に福祉分野の自主サークルが発足した事例もあります。

#### (地域活動・ボランティア活動)

- 地域活動・ボランティア活動の参加促進に向けた講演会や研修等を行っており、ほっとネット推進員\*、介護支援ボランティア等に多くの方が登録しています。

#### (専門的な人材の育成)

- 専門的な人材の育成に向けて、毎年度、大学生向け実習、市民向け研修、養成講座等を実施しています。地域福祉コーディネーター\*は、事例検討会や東京都社会福祉協議会研修で得た学びを地域活動に活かしています。

### <これからの課題>

#### (福祉教育・啓発)

- 地域のつながりの醸成に向けて、あらゆる世代に対する支え合う意識の啓発機会の充実、市民同士の交流機会の増加、地域活動の最初の一步となる「あいさつ」の奨励が必要です。
- 少子高齢化の進展により、福祉分野に限らず、様々な分野で地域における担い手不足が課題となっています。

#### (地域活動・ボランティア活動)

- 自治会・町内会の加入世帯数は増加していますが、コロナ禍による活動の減少や担い手の高齢化等の課題への対応が必要です。
- 地域活動・ボランティア活動に関心のある方が参加しやすいよう、「気軽さ」、「誰にでもできる」、「将来に役立つ」、「多忙でも参加しやすい」等を考慮した活動の工夫が必要です。

#### (専門的な人材の育成)

- 福祉分野における人材不足は特に深刻であるため、より多くの方が参加しやすくなるための工夫が必要です。

<推進施策>

## (1) 福祉教育・啓発の充実

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に気づき、一人一人が主体的に考え、行動するきっかけづくりとなるよう、あらゆる世代の福祉教育・啓発を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隣近所や地域の中で、「あいさつ」をし合える雰囲気をつくる。</li> <li>● 地域で助け合い、支え合う輪が地域に広がるように、声かけをしていく。</li> <li>● 地域の方の「困りごと」が、自分にも起こり得ることだと認識する。</li> <li>● 生物学的な性ではなく、社会的・文化的につくられている性(ジェンダー)や性的少数者(セクシャルマイノリティ)問題に関心を持ち、固定的性別役割分担意識の解消(ジェンダー平等)に取り組み、性の多様性への理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西東京市子ども条例*の趣旨に基づき、学校における人権教育を充実させます。</li> <li>● 西東京市生涯学習推進指針を踏まえ、誰もが学びたい時に学ぶことができる機会を充実させます。</li> <li>● 障害への共感的理解を推進するとともに、自分にも起こり得るものと理解されるよう努めます。</li> <li>● 子ども条例市民講座の開催、市民まつり等での市民向けの普及啓発、市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行います。</li> <li>● 学校教育や学習講座等を通じて、固定的性別役割分担意識の解消、性的指向・性自認等の理解促進を図ります。</li> </ul>

### ■主な事業

①学校における福祉教育の充実	学校教育における奉仕体験活動の推進	地域共生課 教育指導課
	人権教育の推進	教育指導課
②地域における福祉の学習機会の充実	生涯学習推進指針の推進	社会教育課
	福祉課題の理解を深めるための講座の実施	公民館
	出前講座*の実施	関係各課
③福祉の啓発機会・場の充実	地域福祉に係る普及啓発活動の実施	地域共生課
	高齢者福祉に係る普及啓発活動の実施	高齢者支援課
	障害福祉に係る普及啓発活動の実施	障害福祉課
	子どもの権利擁護のための啓発と広報の実施	子育て支援課

## (2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

自分たちが暮らす身近な地域をより良くするための活動や多様な分野におけるボランティア活動等、市民一人一人が地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとネット推進員*やささえあい協力員等の地域活動へ参加する・参加を勧める。</li> <li>● 共通の困りごとや楽しいこと等、小さな集まりから始めて活動につなげる。</li> <li>● ボランティアセンターに相談したり、地域活動ボランティア経験者に聞いてみる。</li> <li>● 自治会・町内会がある地域は、活動の活性化を図り、ない地域では、自治会・町内会に限らず、様々な地域活動に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとネット推進員*の活動活性化に向けて、研修内容と研修方法を工夫します。</li> <li>● 住民懇談会からサロン*等の活動につながるよう、その機会の充実を図ります。</li> <li>● 介護支援ボランティアの対象活動の見直しを行い、活動促進を図ります。</li> <li>● 自治会・町内会等活性化補助金による財政的支援、団体・人材支援、加入促進、啓発事業のほか、地域団体との連携等を促進します。</li> </ul>

### ■主な事業

①地域活動への参画促進	ほっとネット推進員*の発掘・育成	地域共生課
	ふれあいのまちづくり*事業への支援	地域共生課
	地域活動の促進のための支援	地域共生課
	生活支援コーディネーター*による、地域活動の場の把握	高齢者支援課
	やささえあい協力員・訪問協力員登録の促進	高齢者支援課
	障害のある方をサポートする仕組みの充実	障害福祉課
	自治会・町内会加入促進・啓発・支援	協働コミュニティ課
	市民協働推進センター*事業の実施	協働コミュニティ課
	地域活動推進の各種講座の実施	公民館
②ボランティア活動の参画促進	ボランティア・市民活動センター*への支援	地域共生課
	介護支援ボランティアの活動促進	高齢者支援課
	ファミリー・サポート・センター*事業の周知	幼児教育・保育課

### (3) 専門的な人材の育成

市民の持つ意欲・経験・知識を発揮し、地域で活躍できるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとするまちネットワークシステム\*の中心を担う地域福祉コーディネーター\*活動の一層の充実を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的な職能や技術を持つ方を招き、地域行事にて、指導者として活躍していただく。</li> <li>● 地域の人材育成等の学習の機会を利用してみる。</li> <li>● 子育て等で仕事を離れている人材に呼びかけを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の生活援助を担う「くらしヘルパー*」を養成します。</li> <li>● 民生委員・児童委員*の研修参加を促進します。</li> <li>● 地域福祉コーディネーター*の資質向上のため、事例検討の実施と外部研修への参加を支援します。</li> </ul>

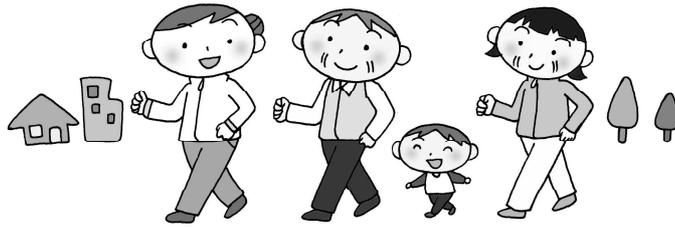
#### ■主な事業

①福祉人材の育成	福祉実習生の受入	地域共生課
	くらしヘルパー*の養成	高齢者支援課
	各種研修への受講費用助成	高齢者支援課
	専門性の高い福祉人材の育成	障害福祉課
	音訳ボランティアの養成	図書館
②民生委員・児童委員*への支援	民生委員・児童委員*に対する研修の実施	地域共生課
③地域福祉コーディネーター*の充実	地域福祉コーディネーター*の育成	地域共生課



民生委員・児童委員\*活動の様子

## 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり



### <これまでの成果>

(地域における活動の促進)

- 市民協働推進センター\*(ゆめこらぼ)によるNPO市民フェスティバルは毎年度実施し、団体同士の交流を図っています。

(交流・活動の場づくり)

- 対象者を限定しない交流の場として、市民が運営する「街中いこいなサロン」は、公共施設、個人宅、薬局、レストラン、公園等の様々な場所に広がっています。また、地域の縁側プロジェクト等の地域づくりも進んでいます。

(地域における連携体制づくり)

- 地域の課題解決や地域の様々な主体によるネットワークづくりを推進した結果、ネットワークが既に構築された南部地域、西部地域に加えて、令和元年度に中部地域、令和4年度に北東部地域にて地域協力ネットワーク\*が設立され、全4圏域に構築がされました。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を整備する地域生活支援拠点等事業を令和3年度から開始しました。2つの基幹相談支援センター\*、3つの地域活動支援センター、相談支援事業所にコーディネーターを配置し、連携強化を推進しています。
- 空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を令和4年12月に創設し、空き家等を活用した新たな活動拠点の設置に取り組んでいます。
- 住宅確保要配慮者\*の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、令和2年度に居住支援協議会を設立しました。

## <これからの課題>

### (地域における活動の促進)

- 人材不足が深刻な課題である福祉関係団体や福祉サービス事業者の人材確保（会員、職員）を支援する取組が必要です。

### (交流・活動の場づくり)

- 自宅、学校や職場でもない、身近に居心地の良い、第3の場所（サードプレイス）が更に増えるよう、サロン\*等の活動支援、既存施設等の利活用が必要です。

### (地域における連携体制づくり)

- 地域、関係団体、事業者等が地域課題の解決に向け、連携しやすい取組が必要です。
- 高齢化に伴い、増加が予想される住宅確保要配慮者\*の住居確保や居住継続のために、関係機関の連携を強化することが必要です。

<推進施策>

(1) 地域における活動の促進

地域福祉の一翼を担うボランティア団体・NPO\*等の市民活動団体や社会福祉法人\*等の活動が充実するよう支援します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人では、ボランティア団体やNPO*等の団体の活動に参加する。</li> <li>● 各種団体等は、チラシやSNS*等の多様な手段で活動をPRする。</li> <li>● 社会福祉法人*は、連絡会をとおした活動や各法人の取組を展開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉活動助成事業の原資となる寄附・募金を受け付ける電子決済等の導入を検討します。</li> <li>● 団体同士の交流の場を充実させます。</li> <li>● 地域協議会*を通じ、社会福祉法人*による地域公益活動を促進します。</li> <li>● 社会福祉法人*間の連携による地域の相談窓口の開設・運営を支援します。</li> </ul>

■主な事業

①ボランティア団体・NPO*等の活動支援	地域福祉に係る寄附や募金等の意義等の周知	地域共生課
	ボランティア・市民活動センター*への支援(再掲)	地域共生課
	市民協働推進センター*事業の実施(再掲)	協働コミュニティ課
②社会福祉法人*の公益活動の促進	地域協議会*を通じた地域ニーズの情報提供	地域共生課

## (2) 交流・活動の場づくり

地域での交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場づくりに向けて、既存の資源の有効活用や新たな資源の発掘に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老若男女が集う地域交流イベントを増やす、参加したくなる内容となるよう工夫をする。</li> <li>● 居場所づくり等の取組について、立ち上げ方等の事例を共有する。</li> <li>● 自宅開放等を含め、いつでも立ち寄れる居場所をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となるサロン*等の活動の充実に向けて支援します。</li> <li>● 南部地域における特化型児童館の整備を検討します。</li> <li>● 市民同士の交流・地域活動の場として、公共施設や福祉施設の活用を図ります。</li> <li>● 空き家等を活用した新たな拠点づくりを検討します。</li> </ul>

### ■主な事業

①交流の場・居場所の確保	サロン*活動の支援	地域共生課
	ふれあいのまちづくり*事業への支援(再掲)	地域共生課
	街中いきいーなサロン事業の支援	高齢者支援課
	認知症カフェやチームオレンジの推進	高齢者支援課
	地域交流の促進	障害福祉課
	子どもたちの居場所の確保	児童青少年課
	子ども食堂*の活動の支援	子ども家庭支援センター
	学校施設開放の実施	社会教育課
②既存施設の活用と利便性の向上	地域の子育て世帯に遊びや交流の場の提供	幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
	文化施設の活用	文化振興課
	スポーツ相談窓口の活用	スポーツ振興課
	コミュニティセンターの運営	協働コミュニティ課
	市民の活動の場としての活用	公民館
	図書館資料の活用	図書館

③福祉施設の地域開放	福社会館の活用	高齢者支援課
	障害者総合支援センターの活用	障害福祉課
	住吉会館ルピナスの学習スペース、交流スペースの地域開放	子ども家庭支援センター
④空き家等を活用した活動拠点の 検討・発掘	ふれあいのまちづくり*事業への支援(再掲)	地域共生課
	空き家等対策・利活用の推進	住宅課

### (3) 地域における連携体制づくり

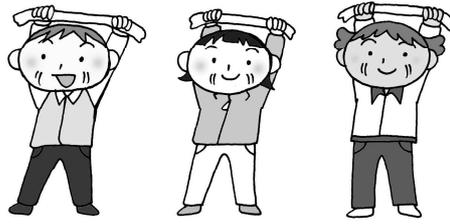
地域福祉を市全体で推進するため、ボランティア団体、NPO\*や事業者等の組織の連携や関係機関、各種ネットワーク等の地域における連携体制を強化します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける。</li> <li>● 地域で活動する方々の交流会を実施する。</li> <li>● 様々な場や集まりに顔を出し、様々な地域組織、団体、機関とつながりを持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア団体、NPO*や事業者等、組織同士の情報共有・連携を促進します。</li> <li>● 自治会・町内会、教育機関、商店街、企業等、多様な分野、多様な主体との連携を強化します。</li> <li>● 住宅確保要配慮者*の支援に向けて、関係者・団体との連携を強化します。</li> <li>● 圏域の再編、地域福祉コーディネーター*体制の強化を検討します。</li> </ul>

#### ■主な事業

①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	地域協議会*を通じた情報共有・連携の推進	地域共生課
	在宅療養連携支援センターにしのわを通じた連携の促進	高齢者支援課
	当事者団体等の交流機会の促進	障害福祉課
	市民協働推進センター*(ゆめこらぼ)の運営を通じた連携促進	協働コミュニティ課
	事業者等連絡会の実施	関係各課
②多様な分野の連携強化	ほっとするまちネットワークシステム*を通じた連携強化	地域共生課
	つながりづくりのための仕組みの検討	地域共生課
	総合計画の「中学校区」の展開に合わせた検討	地域共生課
	地域包括ケアシステム推進協議会による検討	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業の推進	高齢者支援課
	地域生活支援拠点等整備事業、ペアレントメンター事業の推進	障害福祉課
	要保護児童対策地域協議会での連携強化	子ども家庭支援センター
	地域協働ネットワーク*への支援	協働コミュニティ課
	居住に係る相談等窓口連携	住宅課
③ほっとするまちネットワークシステム*の推進	地域福祉コーディネーター*事業の推進	地域共生課

## 基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり



### <これまでの成果>

#### (支援に結び付ける仕組みづくり)

- 令和2年度に、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口を開設、さらに、地域福祉コーディネーター\*を8名に増員し、地域で孤立している方や支援に結びついていない方を把握し、支える体制の強化を図っています。
- 令和3年度から、地域で孤立しがちな世帯を支援するため、地域生活支援拠点事業への登録を行っています。
- 市内9か所の保育園で実施している一時保育事業について、令和5年度から、保護者のレスパイト支援(家族や介護者の休息を目的とした支援)として、新たに市内5か所の保育園で、生後3か月以上・満1歳未満の児童を対象に0歳一時保育を実施しています。

#### (多様な生活課題への対応)

- 子ども家庭支援センターのどか\*、障害者虐待防止センター、男女平等推進センターパリティ\*において、虐待・暴力等の相談を受け付け、支援につなぐ体制を構築しています。また、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を実施し、関係機関の連携を図っています。
- ゲートキーパー\*研修、からだと心の健康相談を実施しています。また、令和3年度から、若年こころの健康相談(LINE相談)を開始しています。
- 令和元年度から、子育て中の外国人女性のための日本語講座、多文化カフェを実施しています。
- 社会とのつながりが少ない方を対象にした居場所の運営と訪問・面談(LINEを含む)等を実施しています。
- 令和4年度から、家計改善支援事業(生活困窮者\*に対する家計管理等の相談支援)を開始しました。

#### (権利を擁護する仕組みづくり)

- 権利擁護センターあんしん西東京\*において、市民向け講座、日常生活自立支援事業\*及び成年後見制度利用支援事業を実施しています。
- 西東京市子ども条例\*により、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として子どもの権利擁護委員を設置しています。

## <これからの課題>

### (支援に結び付ける仕組みづくり)

- 不透明な社会・経済情勢を背景に、社会から孤立する方や世帯、複雑・複合的な課題を抱えている方や世帯の増加が予想されます。そうした方々や世帯を早期に発見し、支援につなぐ取組の一層の充実が必要です。
- 市民に最も身近な民生委員・児童委員\*の活動をサポートする取組の充実が必要です。

### (多様な生活課題への対応)

- 困りごとが気軽に話せる場所や機会を増やすこと、年齢に応じた住居・就労・教育等の専門機関等との連携をより強化することが必要です。
- 地域住民同士のつながりの希薄化やコロナ禍の影響等により、社会的孤立\*や制度の狭間\*の問題等が顕在化しています。そのため、困難な状況に直面する方や世帯と周囲の方々との関わりが途絶えない環境づくりが必要です。

### (権利を擁護する仕組みづくり)

- 高齢化に伴い、権利擁護\*の対象者増加が予想される中、成年後見制度\*等の市民への一層の周知、ヘルパーやケアマネジャーを含めた専門職の理解促進とより使いやすくするための工夫が必要です。

<推進施策>

(1) 支援に結び付ける仕組みづくり

地域の資源を総動員して支援が必要な方を把握し、支援に結び付けていくとともに、公的なサービスだけでなく、地域の方々や地域活動（ボランティア活動等）と結び付けるなど、総合的な調整を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 元気なうちからつながりをつくっておく。</li> <li>● 困っている方に気付いたら、ちょっとしたことでも声かけを行う。</li> <li>● 孤立している方には、地域の居場所やサロン*の情報を伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほっとするまちネットワークシステム*を始めとする各種ネットワーク、民生委員・児童委員*、医療機関、福祉施設等の活動を充実させます。</li> <li>● 地域から孤立している方の情報を関係機関で共有し、適切な支援につなぐ体制を強化します。</li> <li>● 要支援家庭の児童を継続して定期的に預かる一時保育の実施を検討します。</li> <li>● 生活サポート相談窓口*によるアウトリーチ*支援の充実及び相談員の人材育成を推進します。</li> <li>● 制度の狭間*にある方を誰一人取り残さないよう、相談支援の機能強化と関係機関同士の連携を一層強化します。</li> </ul>

■主な事業

①地域で孤立している方や支援に結び付いていない方の把握や、見守りへの支援	地域福祉コーディネーター*とほっとネット推進員*との連携	地域共生課
	民生委員・児童委員*による地域の見守り	地域共生課
	包括的な相談支援体制の充実	地域共生課
	ささえあいネットワーク*事業の実施	高齢者支援課
	高齢者生活状況調査の実施	高齢者支援課
	相談支援事業の実施	障害福祉課
	一時保育事業等の実施	幼児教育・保育課

②専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	地域福祉コーディネーター*による相談支援の実施	地域共生課
	生活サポート相談窓口*による相談体制の充実	地域共生課
	包括的な相談支援体制の充実(再掲)	地域共生課
	地域包括支援センター*による相談支援体制の充実	高齢者支援課
	相談機関相互連携の推進	障害福祉課
	子ども相談室の運営の充実	子育て支援課
	子ども家庭支援センターのどか*での相談支援の充実	子ども家庭支援センター



物価高騰やコロナ禍によって困窮する若者への食料支援

## (2) 多様な生活課題への対応

孤独・孤立を生まない地域を目指し、ひきこもり\*やヤングケアラー\*への支援、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)\*等の暴力の防止、自殺や生活困窮者\*等への対策、犯罪や非行からの立ち直り支援や外国人の社会参加等、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組めます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人の方に料理や言葉の教室を主催していただくなど、交流の機会を持つ。</li> <li>● 地域の中で、子ども食堂*を実施する。</li> <li>● 隣近所等で虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)*等が疑われる家庭があった場合は通報する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害に遭いやすい高齢者・障害者・子ども・女性等に対する虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)*等の暴力を防止する対策、自殺防止(生きる支援)対策を充実し、命に関わるケースに対する支援を充実させます。</li> <li>● 多文化共生の視点から、外国人の社会参加に取り組めます。</li> <li>● 就労支援員の増員等、就労支援体制の再構築を検討します。</li> <li>● 居住に困難を抱える生活困窮者*に対し、生活困窮者一時生活支援事業(地域居住支援事業)による居住支援の実施を検討します。</li> <li>● 生活困窮からの早期脱却を目指した支援、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組を充実させます。</li> <li>● ひきこもり*の実態や支援ニーズを把握した上で、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり地域支援センター事業」の創設を視野に入れ、ひきこもり*の支援を推進します。</li> <li>● 不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム(18歳まで対象)」と体験フリースペース「ニコモテラス(小・中学生対象)」により、不登校・ひきこもり*状態の子どもと保護者への支援を行います。</li> <li>● ヤングケアラー*対策は、周囲の方が問題意識を持ち、相談や発見につながるよう、一層の周知と関係機関との連携に努めます。</li> </ul>

■主な事業

①虐待や暴力防止対策の充実	地域包括支援センター*による相談対応	高齢者支援課
	虐待防止センターの機能充実	障害福祉課
	子ども家庭支援センターのどか*での相談支援の充実(再掲)	子ども家庭支援センター
	ドメスティック・バイオレンス(DV)*に係る啓発	協働コミュニティ課
	男女平等推進センターパリティ*の相談支援	協働コミュニティ課
②自殺対策の充実	ゲートキーパー*研修の実施	健康課
	自殺防止(生きる支援)対策の啓発	健康課
	からだと心の健康相談	健康課
③外国人の社会参加の促進	外国人に必要な多言語での情報提供	文化振興課
	外国人相談の実施	文化振興課
	多文化共生推進事業の実施	文化振興課
	外国人のための日本語講座の実施	公民館
	多文化共生講座の実施	公民館
④生活困窮者*への支援	生活困窮者自立支援事業の推進	地域共生課
	生活サポート相談窓口*による相談体制の充実(再掲)	地域共生課
⑤犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	更生保護*活動への支援	地域共生課
	社会を明るくする運動*への参加	地域共生課
	協力雇用主制度の周知	地域共生課
	より高度な専門的知識が必要な障害への対応	障害福祉課
	居住に係る相談の実施	住宅課
	再犯防止に向けた庁内連携	関係各課
⑥ひきこもり*支援の充実	ひきこもり地域支援センター事業の創設検討	地域共生課
	ひきこもり*の実態、ニーズの把握	関係各課
	当事者・家族への相談支援体制の充実	関係各課
⑦ヤングケアラー*の実態把握、対策の充実	ヤングケアラー*の実態把握と理解促進	関係各課

### (3) 権利を擁護する仕組みづくり

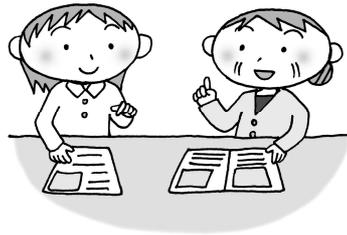
自分の権利が尊重されるための適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業\*（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度\*等、権利を擁護する仕組みの普及啓発と利用促進のための取組を推進します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護センターあんしん西東京*等の相談窓口の情報を地域で共有する。</li> <li>● 日常生活自立支援事業*等の権利を守る制度を学ぶ。</li> <li>● 記憶や判断能力の心配な方がいたら、相談先へつなげる。</li> <li>● 書類の手続や銀行等の払い出しに困っている方がいたら、福祉サービス等につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護センターあんしん西東京*の中核機関化（地域の権利擁護*支援・成年後見制度利用促進機能を持つ）を検討します。</li> <li>● 権利擁護*の選択肢を広げるため、成年後見人、法人後見、市民後見人の増加を図ります。</li> <li>● 制度を利用しやすくするため、後見人等の報酬助成対象者の拡大を検討します。</li> </ul>

■主な事業

①判断能力が不十分な方への支援	権利擁護センターあんしん西東京*での相談支援	地域共生課
②成年後見制度*の普及と活用	成年後見制度*の利用の促進	地域共生課

## 基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり



### <これまでの成果>

#### (情報発信)

- 平成30年度から、パネル展示、活動紹介、トークセッション等で構成する「まちづくりフェス」を毎年度実施しています(令和2年度はコロナ禍で中止)。
- 市ホームページは、文字サイズや色合いの変更、音声読み上げシステムの導入等、アクセシビリティ(情報利用のしやすさ)に配慮しています。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣、「音訳の会」の協力を得て、市報を音訳録音し、デージー版(視覚障害者が聞く録音図書)やCD版にて情報提供をしています。

#### (相談支援)

- 市内5か所の地域子育て支援センター\*において、地域の子育て世帯を対象にした子育て相談を対面・電話にて実施しています。
- ひとり親の自立のため、母子・父子自立支援員による相談を実施しています。
- 教育相談センターの臨床心理士等による相談支援のほか、学校内では解決しづらい問題に対し、スクールソーシャルワーカーを中心とし、関係機関と連携した対応を取っています。
- 子どもが健やかに育つ環境を整えるため、友人関係やいじめ等の子どもの困りごとや不安、悩み等について相談を受け付ける、子どもLINE相談事業を実施しています。
- 子ども相談室では、子どもの権利擁護委員や相談・調査専門員が子どもの権利擁護に必要な支援を行っています。
- 子ども家庭支援センターのどか\*では、児童虐待要保護・要支援児童及び家庭に係る相談を受け、専門機関と連携し、支援につなげています。
- 相談支援事業所、地域活動支援センター、市及び基幹相談支援センターえぽっくでの3層構造の相談体制により、ケースに応じ、連携して支援を行っています。
- 住宅確保要配慮者\*の入居及び居住継続に係る相談支援を実施しています。また、令和5年度から、住宅確保要配慮者\*のみが入居できるセーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助制度を開始しました。

- 令和4年度に、年齢、障害の有無に関わらず、市民のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」を南町スポーツ・文化交流センターきらっとに設置しました。
- (サービスの質の向上)
- 福祉サービス第三者評価\*受審費用の補助を行っています。

## <これからの課題>

### (情報発信)

- 必要な情報がすぐに届くよう、情報の多言語化やライフステージ(就職、育児、介護等、年齢に応じた生活段階)に沿った情報を自動的に届ける仕組み等が必要です。
- 西東京市版地域共生社会を推進するための様々な取組の認知度を高めるため、SNS\*等を通じ、広く発信することが必要です。
- 講座やイベントのオンライン実施や録画配信等、デジタル技術を活用した情報発信が必要です。
- デジタル・デバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差)を解消する取組が必要です。

### (相談支援)

- ひきこもり\*、ヤングケアラー\*、8050問題\*等の背景にある孤独・孤立の問題を始め、複雑化・複合化するニーズへの対応が求められる中、重層的支援体制整備事業の効果を更に高めるためには、利用のしやすい相談事業に向けて、市民の声を活かした工夫が必要です。
- 病気や障害に対する理解を広げるため、民生委員・児童委員\*等の地域で活動をしている方へ、障害者週間イベント等の情報提供を行うことにより、必要な市民に対し、効果的に周知を図ることが必要です。
- 関係機関同士の情報共有や地域の見守りを効果的に行うため、個人情報を適切に取り扱うためのルールづくりが必要です。
- スポーツ相談窓口を充実させるために、関係機関と連携し、窓口活用の周知と、必要な情報を収集し、情報提供していくことが必要です。

### (サービスの質の向上)

- サービス種別によって、福祉サービス第三者評価\*の受審件数に差があります。

<推進施策>

(1) 情報提供の充実

地域における様々な活動等を活かし、市民に伝わりやすい情報発信の工夫を行います。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犬の散歩やサロン*等、地域の方々が集まる場で情報を集める。</li> <li>● 知っている情報や入手した情報を困っている方に伝える。</li> <li>● SNS*等、インターネットを利用し、地域情報を発信する。</li> <li>● 地域のサロン*やボランティア同士の情報交換会を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な媒体を用い、市民への情報発信方法を工夫します。</li> <li>● 地域福祉コーディネーター*が地域に出向き、ほっとネット推進員*等と協力して情報を伝える取組を充実させます。</li> <li>● 情報取得が困難な方が必要な情報を入手しやすくなるよう、市報等の広報物、通知やパンフレット等について、音声デイジー版の作製等を行います。</li> </ul>

■主な事業

①市民に伝わる情報提供体制の充実	身近な地域における情報共有の促進	地域共生課
	制度・サービスに係る周知・説明のパンフレット等の作成・改訂	関係各課
	既存の情報提供手段の改善	関係各課
②情報取得が困難な方への配慮	ホームページの管理・運営	秘書広報課
	エフエム放送での情報提供	秘書広報課
	市報等での情報提供(図書館でのサービス含む)	秘書広報課 図書館
	手話通訳者の設置、要約筆記者の派遣等	障害福祉課
	外国人に必要な多言語での情報提供(再掲)	文化振興課
	やさしい日本語の活用	関係各課

## (2) 相談支援体制の充実

日常生活の中で困りごとが生じたときの様々な相談体制（身近な地域から専門機関等まで）を充実させ、多様な媒体・手段と適切な支援につなぐ相談体制の充実を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員*や近所付き合いの中で相談しやすい方等に相談する。</li> <li>● サロン*や食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる。</li> <li>● 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な地域での相談体制を充実させます。</li> <li>● 本人や介護・介助を行う家族等、対象者ごとのきめ細かい相談体制を維持するとともに、各窓口から適切な支援へつなぐための連携体制を強化します。</li> <li>● 災害等の情報発信方法として、登録者が1万人を超える子育て応援アプリ「いこいこ」の運用を検討します。</li> </ul>

### ■主な事業

① 身近な地域での相談体制の整備・充実	ほっとするまちネットワークシステム*による相談体制の充実	地域共生課
	民生委員・児童委員*による相談の実施	地域共生課
	地域包括支援センター*による相談支援の実施	高齢者支援課
	地域生活推進のための相談体制の充実	障害福祉課
	地域子育て支援センター*における相談の実施	幼児教育・保育課
② 対象者ごとのきめ細かい相談や適切な支援につなぐ相談体制の充実	生活サポート相談窓口*での相談体制の充実(再掲)	地域共生課
	重層的支援体制整備事業の充実	地域共生課
	ほっとするまちネットワークシステム*による相談体制の充実(再掲)	地域共生課
	地域包括支援センター*による相談支援の実施(再掲)	高齢者支援課
	相談支援事業の実施(再掲)	障害福祉課
	児童発達支援センターひいらぎにおける発達に係る相談の実施	健康課
	ひとり親家庭の自立に向けた支援	子育て支援課

(続き) ②対象者ごとのきめ細かい相談や適切な支援につなぐ相談体制の充実	子ども家庭支援センターのどか*での子どもや子育て世帯に係る総合相談の実施	子ども家庭支援センター
	外国人相談の実施(再掲)	文化振興課
	女性相談の実施	協働コミュニティ課
	居住に係る相談の実施(再掲)	住宅課
	教育相談の実施	教育支援課
③多様な媒体・手段による相談の充実	母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の充実	健康課
	地域子育て支援センター*による子育て支援情報の周知	幼児教育・保育課
	関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の推進	子ども家庭支援センター
	電話、電子メール等による多様な手段による相談の実施	関係各課

### (3) サービスの質の向上

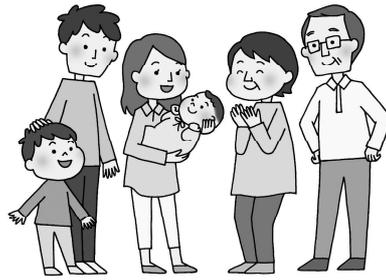
福祉サービス第三者評価\*の受審促進や福祉サービスに対する苦情の解決により、サービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市や事業所の相談窓口を有効に活用する。</li> <li>● 自らに適したサービスを選べるように情報を集める。</li> <li>● 事業者・行政のサービスについて、出前講座*を利用し、学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービス第三者評価*受審数の拡大を図ります。</li> <li>● 福祉サービス提供事業者に対する研修会や事業者同士の交流会を実施します。</li> <li>● 民間事業者やNPO*法人等、多様な福祉サービス提供事業者の育成を図ります。</li> </ul>

#### ■主な事業

①事業者の質の確保と向上	福祉サービス第三者評価*制度の普及啓発・受審勧奨	地域共生課
	介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
	障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
	基幹型ブロック会議の実施等	幼児教育・保育課
	研修の実施	幼児教育・保育課
②苦情解決システムの充実	権利擁護センターあんしん西東京*での福祉サービスに係る苦情受付	地域共生課
	保健福祉サービス苦情調整委員会による調整	地域共生課
③多様な福祉サービス提供事業者の育成	介護保険連絡協議会分科会での情報提供(再掲)	高齢者支援課
	障害関係事業所連絡会での情報提供(再掲)	障害福祉課
	公立保育園の民設民営化の推進	幼児教育・保育課
④高齢分野と障害分野との情報共有	介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進(共生型サービス*の整備・普及)	高齢者支援課 障害福祉課

## 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり



### <これまでの成果>

#### (防災)

- 防災市民組織が多くの地区で活動するようになりました。
- 毎年度、自治会・町内会、学校やNPO法人多文化共生センター等と協力して総合防災訓練を実施しています(令和3年度はコロナ禍で中止)。
- 避難行動要支援者管理システムの運用と避難行動要支援者個別避難計画の作成を推進しています。また、警察署、消防署等避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者登録名簿を共有しています。
- 発災時に備え、福祉避難所の指定、福祉施設との協定締結を推進しています。

#### (防犯)

- 令和元年度までに、小学校全18校において、小学生の登下校時パトロール等に使用する用品等(たすき、ベスト、横断旗等)を助成する「地域ぐるみの学校安全体制づくり」事業を実施しました。
- 安全・安心いーなメール\*や教育委員会等からの防犯情報や不審者情報の発信を実施しています。
- 令和3年度に、田無警察署と特殊詐欺撲滅宣言を行い、自動通話録音機の給付事業、西東京市PR親善大使を活用した注意喚起動画の作成や高齢者クラブへの出前講座\*等、被害防止のための啓発活動に継続して取り組んでいます。
- 防犯活動団体による防犯活動を支援しているほか、春・秋に地域合同パトロールを実施し、市内の防犯気運の醸成に努めています。
- 関係機関と連携し、消費生活に係る啓発に取り組んでいます。

## <これからの課題>

### (防災)

- 防災訓練の機会を活用し、ふだんは付き合いのない世帯を訪問したり、市民同士が交流する機会とするなど、市民が関心の高い防災活動を日常的なつながりづくりに活かす取組が必要です。
- 発災時に備え、災害時個別支援計画、個別避難計画の普及啓発を図ることが必要です。

### (防犯)

- 地域の見守りの目を増やすため、防犯活動団体、地域ボランティアや市内で活動する事業者との連携を一層強化することが必要です。
- 関係機関と連携し、消費者被害を未然に防ぐ取組等を一層充実させることが必要です。

<推進施策>

## (1) 防災対策の充実

身近な地域における防災訓練等の取組を推進するとともに、高齢者や障害者等、災害時に支援が必要な方の安全確保策推進等の防災対策を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難ルートを確認したり、災害時対応ルールをつくる。</li> <li>● 一人でも多くの方が参加できるよう、防災訓練やイベントを企画する。</li> <li>● 地域で防災について話し合う。</li> <li>● 防災市民組織をつくり、災害時に助け合える環境をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災訓練や学校避難所運営協議会*等の取組を地域と連携して行い、災害時にも助け合えるようなコミュニティづくりを平常時から推進します。</li> <li>● 避難行動要支援者個別避難計画の作成に向け、一層の普及啓発を図ります。</li> <li>● 福祉施設との協定推進や、福祉施設等における防災対策を充実させます。</li> </ul>

■主な事業

①地域防災力の強化	防災市民組織活動への支援	危機管理課
	総合防災訓練の実施	危機管理課
	防災講話等の啓発事業の実施	危機管理課
	学校避難所運営協議会*への支援	危機管理課 教育企画課
	防災・減災に係る講座の実施	危機管理課 公民館
	総合防災訓練(外国人住民避難訓練)の実施	文化振興課
②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	福祉避難所の指定	危機管理課
	災害時要援護者*の登録	危機管理課 高齢者支援課 障害福祉課
③福祉施設等における防災対策	福祉施設との協定推進	危機管理課

## (2) 防犯対策の充実

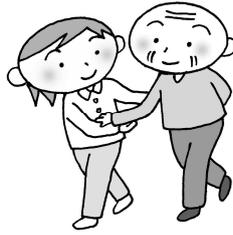
学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、安全・安心いーなメール\*や啓発冊子等を活用し、防犯対策や消費者相談を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心いーなメール*に登録し、不審者情報等を家族や友人と共有し、買物や犬の散歩の際に「ながら見守り」の意識を持って、街に見守りの眼差しを向ける。</li> <li>● 防犯活動団体として登録し、補助金を活用して防犯活動を行う。</li> <li>● 特殊詐欺被害防止のため、隣近所と声をかけ合い、家族とも定期的に連絡を取る。</li> <li>● 高齢者等が悪質商法に騙されないよう、地域での見守りを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールガード・リーダー*や防犯活動団体等、学校や地域と連携した見守り・防犯体制を強化します。</li> <li>● 安全・安心いーなメール*、各種イベントや防犯講話等の機会を通じ、防犯啓発情報を発信します。</li> <li>● 特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機の給付事業を推進するほか、田無警察署と連携し、被害啓発活動を強化します。</li> <li>● 悪質商法や消費トラブルに遭わないよう、消費生活相談窓口における相談体制を充実させます。</li> </ul>

### ■ 主な事業

① 学校や地域による防犯体制の強化	青色防犯パトロールの実施	危機管理課
	地域安全マップづくり支援	危機管理課
	保護者・地域等による子どもたちの見守り活動の支援	危機管理課 教育企画課
	子ども110番ピーポくんの家*の活動への協力・支援	児童青少年課
	安全教育の充実	教育指導課
② 防犯対策の充実	警察、防犯協会及び防犯活動団体との連携事業	危機管理課
	安全・安心いーなメール*の配信	危機管理課
	防犯啓発冊子の配付	危機管理課
	危機管理課、教育委員会等からの不審者情報の発信	危機管理課 幼児教育・保育課 児童青少年課 教育指導課
③ 消費者相談の充実	消費生活相談事業の充実	協働コミュニティ課

## 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり



### <これまでの成果>

(人にやさしいまちづくり)

- 学校において多様な考え方や生き方に対する理解を図る授業を行っています。
- 公民館で「共生」や「インクルーシブ\*」をテーマにした講座を実施しています。
- 障害への理解を啓発するため、毎年度、障害者週間にイベントを実施しています。
- 道路改良時のバリアフリー\*化、人にやさしいまちづくり条例に基づく公園等の設置や小規模店舗等のバリアフリー\*化を推進しています。

(移動支援)

- 重要な生活基盤として、コミュニティバスを運行しています。
- 市南部の公共交通空白地域の一部において、タクシーを活用した新しい移動手段の実証実験を実施しました。

(就労支援)

- シルバー人材センター\*や障害者就労支援センターにおいて、高齢者や障害者の就労支援を行っています。
- 生活困窮者自立支援事業に係る関係機関との会議体を設置し、協議を行っています。

### <これからの課題>

(人にやさしいまちづくり)

- マイノリティ(少数者)の人権尊重に取り組む講座の実施が必要です。
- 道路の計画的な整備、子どもたちの期待する自然環境の保全、公園の整備やユニバーサルデザイン\*に配慮した住みやすいまちづくりを一層推進することが必要です。

(移動支援)

- 市民生活の利便性向上に向けたコミュニティバスの持続的な運行に加え、外出が困難な方の移動支援について、生活支援の一環として取り組むことが必要です。

(就労支援)

- 生活困窮者\*の早期発見や生活困窮者\*の支援を行う体制の強化が必要です。
- 保護観察の対象となった人を雇用する協力雇用主、障害者を雇用する企業等を市内に増やす取組が必要です。

<推進施策>

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

心のバリアフリー\*を推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン\*の普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勉強会等を通じ、理解を深める。</li> <li>● 地域に住む外国人の方々との交流会を催し、意見を交換する。</li> <li>● 障害を持つ方やその家族等からの話を聞き、心のバリアフリー*づくりに取り組む。</li> <li>● 災害訓練には、多様な方々(高齢者、障害者、幼児連れ、外国人等)の参加を促し、人にやさしいとは何かを認識していただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な心身の特性や考え方を持つ方々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合えるよう、学校や地域の講座等を活用し、心のバリアフリー*を推進します。</li> <li>● 人にやさしいまちづくり条例に基づく人にやさしいまちづくり推進計画において、公共建築物のバリアフリー*化等の推進や民有地における緑化の推進等の取組を推進します。</li> </ul>

■主な事業

①心のバリアフリー*の推進	障害者週間等での啓発活動	障害福祉課
	ICTを活用した多言語対応	文化振興課
	多様な考え方に対する教育の推進	教育指導課
	「共生」や「インクルーシブ*」をテーマとした講座の実施	公民館
②ユニバーサルデザイン*のまちづくり	誰もが使いやすい公園の整備	みどり公園課
	新設道路におけるユニバーサルデザイン*への配慮	道路課
	誰もが使いやすい公共施設の整備	関係各課

## (2) 移動手段の確保

日常生活に支障が出ないように、安全な歩道の整備・保全、公共交通の空白地域の解消や移動制約者の外出支援等、移動手段の確保に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動サービスの情報を地域の中で共有する。</li> <li>● 住民ボランティアにて、運転や移動販売、買物ツアー等を行う。</li> <li>● 施設と協力し、移動ボランティアを運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが安全に移動できる歩行空間の確保に努めます。</li> <li>● 市民ニーズや利用実態を踏まえた「はなバス*」の効率的な運行に努めます。</li> <li>● 既存の鉄道、路線バスでは対応できない公共交通空白地域の移動手段については、ユニバーサルデザイン*の視点を踏まえて検討します。</li> <li>● 移動が困難な方への外出支援の充実に向けた検討を行います。</li> </ul>

### ■主な事業

①快適な道路空間の創出	計画的な都市計画道路の整備推進	都市計画課
	放置自転車対策	交通課
	新設道路における歩車道分離	道路課
	不法看板の一斉撤去	道路課
②公共交通空白地域への対応	コミュニティバス運行事業	交通課
	需要と状況に応じた移動手段導入の検討	交通課
③移動制約者の外出支援	高齢者の移動支援の検討	高齢者支援課
	障害者の移動支援の充実	障害福祉課

### (3) 就労に困難を抱える方の就労支援

各種機関等との連携や各種制度により、就労に困難を抱える方が就労しやすくなる環境の整備を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>● シルバー人材センター*を活用する。</li> <li>● 障害者就労施設等で作った製品を積極的に購入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者、ひとり親家庭等の就労に困難を抱える方について、ハローワークを始め、各種機関や制度の活用等により、就労支援を充実させます。</li> </ul>

#### ■主な事業

①高齢者の就労支援	シルバー人材センター*への支援	地域共生課
②障害者の就労支援	障害者雇用の促進	職員課
	障害者就労支援事業の実施	障害福祉課
③ひとり親家庭の就労支援	ひとり親に対する就業相談の実施	子育て支援課
	自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課
	高等職業訓練促進給付金の支給	子育て支援課
④関係機関との連携	生活サポート相談窓口*と関係機関との連携	地域共生課
	協力雇用主制度の周知(再掲)	地域共生課
	ハローワーク及び東京しごとセンターと連携した就労情報の提供	産業振興課

## 第6章 計画を推進するために

- 1 協働による計画の推進
- 2 計画の評価と進行管理

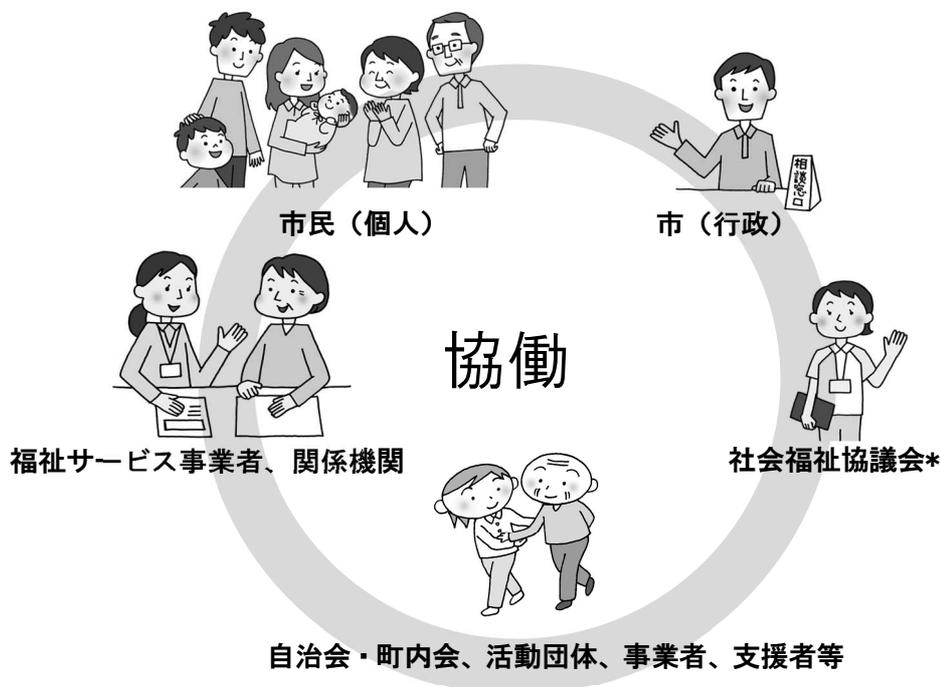


「いこいな」

©シンエイ／西東京市

# 1 協働による計画の推進

- 本計画を推進するためには、様々な方や団体等との協働が欠かせません。それぞれが専門性を活かし、主体性を持ちながら、お互いに連携して取り組むことが重要です。



## (1)市民(個人)

- 市民一人一人の暮らしと生きがいを大切に、地域で起こる問題を自分自身のこととして捉え、地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。
- 本計画の、第5章「地域で取り組めること(例)」は、具体的にどのような役割を担っていくのかを例示しています。

## (2)市(行政)

- 市は、本計画に位置付ける施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。
- 特に、本計画は多様な分野を横断的につなげる役割を担っています。地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深めるなど、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。
- 行政手続のオンライン化や関係機関との連携にデジタル技術を活用するなど、市民の利便性と業務の効率性を高める、行政のデジタル化を地域福祉分野で推進していきます。

### (3)社会福祉協議会\*

- 社会福祉協議会\*は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者、関係機関や団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。
- 特に、本計画と社会福祉協議会\*が策定した「地域福祉活動計画」は、市における地域福祉の実現という点では同じ方向性で推進しているため、「地域共生社会」の実現に向けた連携をより一層深めていきます。

### (4)福祉サービス事業者、関係機関

- 福祉サービス事業者は、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知に取り組むことが求められています。中でも、社会福祉法人\*については、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応できる公益性の高い非営利法人として、地域における公益的な取組の実践を地域、ほかの福祉サービス事業者や関係機関と連携して実施していくことが期待されます。
- 医療機関、消防、警察等の関係機関は、その専門性を活かすとともに、ほかの福祉サービス事業者や関係機関同士で連携して、市民生活を支える取組を実施していくことが期待されます。

### (5)自治会・町内会、活動団体、事業者、支援者等

- 地域活動を行う個人及び団体（自治会・町内会、民生委員・児童委員\*、ボランティア、NPO\*等）は、各々の活動をとおして、より良い地域づくりに貢献していくことが期待されます。
- 事業者（ライフライン関連、商店街、コンビニエンスストア、宅配事業者、企業等）及び保育・教育機関（保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高校、大学、専門学校等）は、地域社会の一員としての役割を担い、各々の特長を活かす方法で、より良い地域づくりに協力していくことが期待されます。
- 権利擁護\*及び更生保護\*を支援する方及び団体（士業、保護司\*、支援団体等）は、それぞれの専門性を発揮し、誰もが暮らし続けることのできる地域づくりに貢献していくことが期待されます。

## 2 計画の評価と進行管理

### (1) 評価指標の設定

- 計画を着実に実行するため、基本目標ごとの指標と目標値を設定し、施策の進捗状況を客観的に把握していきます。

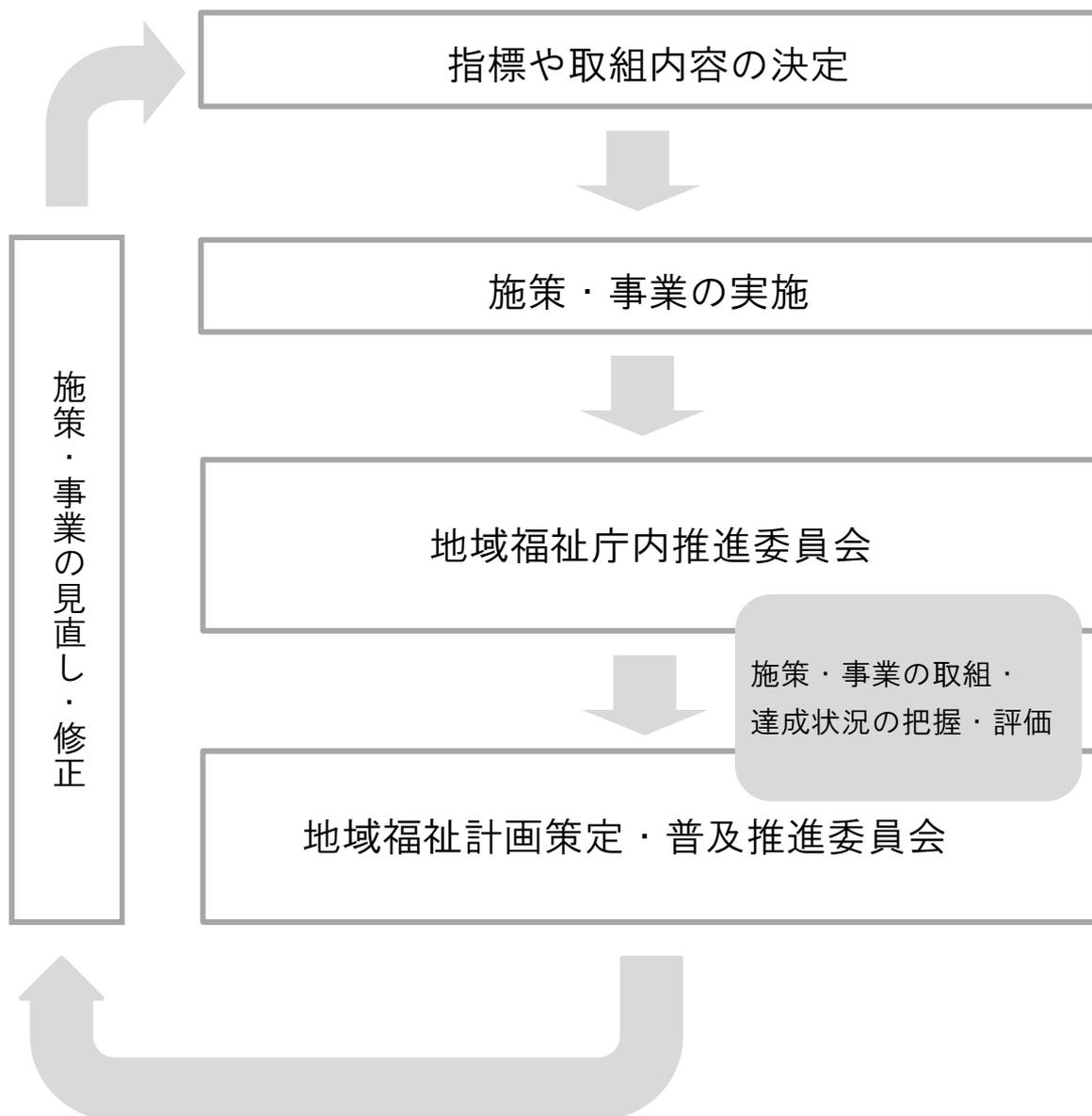
(注) 時点は全て年度末

目標	項目	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)	目標設定の 考え方	
目標1	ほっとネット推進員*登録者数	431人	506人	地域の力で地域の課題を解決する、ほっとネットの活動を更に発展させるため、ほっとネット推進員*の登録者数を増やします。	
	ボランティア・市民活動センター*登録者数	415人	536人	市民のボランティア活動を活性化させるため、ボランティアに係るコーディネーター等を行い、ボランティア登録者数を増やします。	
	民生委員・児童委員*の人数	130人	147人	地域の相談相手、地域におけるパイプ役である民生委員・児童委員*の定足数を充足させます。	
	自治会・町内会等の加入世帯数	20,292世帯	20,292世帯	自治会・町内会等の活動は、住民自治推進の柱であるため、加入世帯数を市民主体のまちづくりの目標とします。	
	市民アンケート 【今後、福祉に係るボランティアに参加したいとお考えですか。】という設問において「積極的に参加したい・できるだけ参加したい」と回答した方の割合	30.6%	40%以上	市民のボランティア活動を活性化させるため、ボランティアへの参加を希望する割合を把握し、その増加を目指します。	
目標2	ふれあいのまちづくり*事業における地域活動拠点*	利用登録団体	72団体	94団体	ふれあいのまちづくり*では、市民が地域活動を目的として利用できる拠点を整備し、地域活動を活性化させます。
		延べ利用者数	7,306人	17,196人	
		延べ利用回数	1,266回	2,950回	
	地域協働ネットワーク*	参加団体数	187団体	200団体	地域団体相互の連携協力体制を強化し、安全・安心なまちづくりを推進するため、より多くの団体の参加を得て、4つのネットワークの更なる活用を目指します。
市民アンケート 【お住まいの地域に次のようなこと(課題)を感じていますか。】という設問において「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」と回答した方の割合 (減少目標)	20.6%	10%以下	地域での交流や情報共有等のため、地域の中で気軽に集まれる場が必要であることから、そういった場が少ないと回答する割合を把握し、その減少を目指します。		

目標	項目	現状値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)	目標設定の 考え方
目標3	令和5年度 市民の健康に関するアンケート 【「ゲートキーパー*」という言葉を知っていますか。】という設問において、「知っている」と回答した方の割合	20.4%	25%以上	国の自殺総合対策大綱を踏まえ、それに掲げる目標値の段階的な達成を目指します。
	市民アンケート 【日常生活の中で何か困り事があったときに、「ほっとネットステーション」に相談してみたいと思いませんか。】という設問において「相談したことがある」または「機会があれば相談してみたいと思う」と回答した方の合計の割合	47.4%	60%以上	地域課題の解決等のため、ほっとネットステーションを活用する割合を増やします。
	市民アンケート 【成年後見制度*について知っていますか。】という設問において「名前も内容も知っている」または「名前を知っており、内容も少しは知っている」と回答した方の合計の割合	51.8%	70%以上	成年後見制度*の普及のため、知っている割合を把握し、その向上を目指します。
目標4	福祉サービス第三者評価*の受審件数	83件	98件	福祉サービスの質がより向上するよう、福祉サービス第三者評価*の受審事業所数を増やします。
	高齢者一般調査 【高齢者層における地域包括支援センター*認知度】	57.6%	62.4%以上	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、気軽に相談できる場が分かるよう、地域包括支援センター*の認知度を向上させます。
目標5	防災市民組織の数	94組織	150 組織	地域における防災活動において、市民が参加する自助・共助の意識をもった地域での防災市民組織の数を増やします。
	市民アンケート 【日ごろから地域の防災訓練に参加していますか。】という設問において「参加している」と回答した方の割合	9.8%	15%以上	地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進するため、地域の防災訓練に参加している割合を把握し、その増加を目指します。
	市民アンケート 【社会を明るくする運動*について知っていますか。】という設問において、「名前も内容も知っている」または「名前を知っており、内容も少しは知っている」と回答した方の合計の割合	5.6%	20%以上	地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進するため、社会を明るくする運動*の認知度を把握し、その向上を目指します。
目標6	はなバス*の輸送人員（年間）	972,658人	1,316,637人	路線バスではカバーしきれない公共交通空白地域の解消のために運行しているはなバス*の輸送人員を増やします。
	市民アンケート 【お住まいの地域に次のようなこと（課題）を感じていますか。】という設問において「買物へ行くのに不便を感じている」と回答した方の割合（減少目標）	8.1%	5%以下	地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを推進するため、買物へ行くのに不便を感じている割合を把握し、その減少を目指します。

## (2) 進行管理体制

- 本計画に掲げる基本理念に基づき、施策実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら推進することが重要です。
- 計画の進捗状況について、毎年度、地域福祉庁内推進委員会及び地域福祉計画策定・普及推進委員会に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。



# 第7章 西東京市成年後見制度利用 促進基本計画

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 取組内容
- 5 推進体制



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

## 1 計画策定の趣旨

---

- 成年後見制度\*は、認知症や障害等の理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約の締結や財産の管理をするなど、本人の保護を図るものです。
- 本市では、権利擁護センターあんしん西東京\*において、市民向け講座の実施、日常生活自立支援事業\*及び成年後見制度利用支援等を実施しています。
- 今後、健康寿命の延伸や高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度\*への需要は一段と高まることが想定されます。



本市では、これからの状況に対応し、地域のあらゆる主体が互いに支え合いながら活躍できる西東京市版地域共生社会を実現するため、必要な方が成年後見制度\*を適切に利用できる体制整備を図る「西東京市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

---

- 本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、策定しています。(第1章 2 再掲)

## 3 計画の期間

---

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。(第1章 3 再掲)

## 4 取組内容

(注) 各項目の【 】は、第5章の基本目標と施策番号との関連を示す。

### (1) 中核機関の整備・運営の方針

- 権利擁護センターあんしん西東京\*の中核機関化(地域の権利擁護\*支援・成年後見制度利用促進機能を持つ)を検討します。【基本目標3(3)】

### (2) 権利擁護\*支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備の方針

#### ① 権利擁護\*支援の地域連携ネットワークの構築

- 権利擁護\*支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる、保健・医療・福祉・司法等の関係機関による地域連携ネットワークの構築を検討します。【基本目標3(3)】

地域連携ネットワークは以下の3つの役割を担います。

- ① 権利擁護\*支援が必要な方の発見・支援
- ② 早期段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度\*の運用に資する支援体制の構築

- ネットワークの具体的な仕組みとして、中核機関の設置、必要に応じたチームの構築、協議会の設置をそれぞれ検討します。【基本目標3(3)】

#### ② 成年後見制度\*の適切な利用に向けた取組の推進

- 権利擁護\*支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能を強化する取組を推進します。

地域連携ネットワーク の3つの役割	中核機関の 4つの機能	方針
権利擁護*支援が必要な方の発見・支援	広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民等が成年後見制度*に係る理解を深められるよう、市、権利擁護センターあんしん西東京*、関係機関等が協力し、成年後見制度*や相談窓口の利用方法等の周知に努めます。 【基本目標4(1)】</li> <li>● 福祉サービス事業者や医療機関等の関係機関等に対し、権利擁護*支援や成年後見制度*の理解促進を目的とした周知啓発を行います。 【基本目標4(1)】</li> </ul>

地域連携ネットワーク の3つの役割	中核機関の 4つの機能	方針
早期段階からの 相談・対応体制の整備	相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市、権利擁護センターあんしん西東京*、福祉サービス事業者等が連携し、各相談窓口の機能強化に努めます。【基本目標3（3）】</li> <li>● 自ら相談窓口に来ることができない方に対し、アウトリーチ*による相談支援を行います。【基本目標3（1）】</li> </ul>
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度*の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民後見人の養成、市民後見人や専門家の受任調整を行います。【基本目標3（3）】</li> <li>● 法人後見の担い手の確保に向けて、活動支援を行います。【基本目標3（3）】</li> <li>● 後見監督等による透明性の確保を図ります。【基本目標3（3）】</li> <li>● 権利擁護センターあんしん西東京*において、福祉サービスに係る苦情を受け付けます。【基本目標4（3）】</li> <li>● 本人に身寄りがない場合等に、市長が家庭裁判所へ後見開始審判等の申し立てを行います。【基本目標3（3）】</li> <li>● 日常生活自立支援事業*等の関連制度からの円滑な移行を図るため、関係機関間の連携体制を強化します。【基本目標3（3）】</li> </ul>
	後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護センターあんしん西東京*と連携し、後見人活動に係る相談への対応力の向上を図ります。【基本目標3（3）】</li> </ul>

### ③チーム・協議会の具体化の方針

- 権利擁護\*支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、「(仮称)権利擁護支援チーム」の構築と「(仮称)成年後見制度利用促進協議会」の設置を検討します。

事業	方針
<p>(仮称)権利擁護支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力して日常的に本人を見守り、意思や状況を把握し、必要な対応を行う仕組みを構築します。【基本目標3(3)】</li> </ul> <p>&lt;構成例&gt;</p> <p>家族・親族、主治医、後見人、民生委員・児童委員*、近隣住民等</p> <p>資料：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31（2019）年3月）</p>
<p>(仮称)成年後見制度利用促進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後見等開始の前後を問わず、「(仮称)権利擁護支援チーム」に対して必要な支援を行えるよう、専門職や関係団体等による協議会の設置を検討します。【基本目標3(3)】</li> </ul> <p>資料：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31（2019）年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会は、既存の仕組み（地域ケア推進会議、自立支援協議会等）の活用も想定され、以下の機能を有します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること</li> <li>・困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に実施する体制を整備すること</li> <li>・多職種間での連携強化を推進すること</li> <li>・成年後見制度*を含む地域の権利擁護*に係ることについて、家庭裁判所との情報交換・調整</li> </ul> </li> </ul>

#### ④助成制度のあり方

- 成年後見制度\*を利用しやすくするため、成年後見人等への報酬助成対象者の拡大を検討します。【基本目標3(3)】

## 5 推進体制

---

- 成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画の推進体制と連動させ、協働による推進と進行管理を行います。



成年後見制度\*に係る活動の様子

## 第8章 西東京市再犯防止推進計画

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 再犯防止施策の対象者
- 5 取組内容
- 6 推進体制



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

# 1 計画策定の趣旨

- 犯罪をした人の中には、再び罪を犯す（再犯）ケースがあります。全国の再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は約5割であり、再犯者率を抑えることが社会全体の課題となっています。

全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯検挙者数（人）	再犯者数（人）		再犯者率（％）
		再犯者数（人）	再犯者率（％）	
平成 29 年	215,003	104,774	48.7	
平成 30 年	206,094	100,601	48.8	
令和元年	192,607	93,967	48.8	
令和 2 年	182,582	89,667	49.1	
令和 3 年	175,041	85,032	48.6	

注1 警察庁・犯罪統計による。

注2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

資料：法務省 令和4年版再犯防止推進白書

- 田無警察署管轄内（西東京市、東久留米市）では、毎年、1,000件以上の刑法犯が検挙されています。そのうち、非侵入窃盗犯件数が6割程度を占めています。

田無警察署管内の刑法犯

年次	刑法犯総件数（件）	（主な犯罪の種類）		
		粗暴犯（件）	侵入窃盗犯（件）	非侵入窃盗犯（件）
平成 30 年	2,036	106	65	1,407
令和元年	1,865	85	165	1,181
令和 2 年	1,588	79	85	1,056
令和 3 年	1,280	71	27	871
令和 4 年	1,380	73	54	947

資料：田無警察署HP

- 再犯の背景には、安定した仕事や住まいがないことや薬物やアルコールへの依存等、様々な課題を抱えている場合があります。立ち直りに困難を抱えるこうした人々が再び罪を犯すことを防ぐため、国、都、市、支援者や関係団体等が連携し、継続的にその社会復帰を支えることが必要です。



本市では、地域のあらゆる主体が互いに支え合いながら活躍できる西東京市版地域共生社会を実現するため、犯罪をした人々が地域の中で孤立することなく、再び地域社会の一員となれるよう、更生支援に係る施策の推進を図る「西東京市再犯防止推進計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

---

- 本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、策定しています。(第1章 2 再掲)

## 3 計画の期間

---

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。(第1章 3 再掲)

## 4 再犯防止施策の対象者

---

- 再犯防止推進計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条に準じるとともに、市内に居住する(見込みのある)方とします。

再犯の防止等の推進に関する法律

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

## 5 取組内容

---

(注) 各項目の【 】は、第5章の基本目標と施策番号との関連を示す。

### (1) 就労・住居の確保等

- 自立生活を目指して、一人一人の特性に応じた就労支援を行います。【基本目標6(3)】
- 一人一人の状況に応じ、住まいの確保を支援します。【基本目標3(2)、4(2)】

### (2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 関係機関連携のもと、様々な相談への対応と、一人一人の状況に適した保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。【基本目標4(1)、4(2)、4(3)】

### (3) 学校等と連携した修学支援の実施等

- 非行の未然防止に向け、学校及び関係団体の連携による相談支援、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支える取組を行います。【基本目標5(2)】

#### (4)民間協力者の活動促進

- 民間協力者の活動支援を行うとともに、民間協力者や関係団体等と連携し、更生保護\*に対する市民の理解と、一人一人を孤立させない支援を推進します。【基本目標3(2)】

#### (5)再犯防止に向けた基盤整備

- 多くの市民が更生支援に対する理解を深められるよう、再犯防止啓発月間等の広報や啓発機会の充実を図ります。【基本目標1(1)、3(2)】
- 地域や民間協力団体等と協力し、地域における防犯活動の活性化を図ります。【基本目標5(2)】

#### (6)その他の取組

- 生活上の心配ごと、悩みや困りごとを誰もが気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。【基本目標4(2)】
- 再犯防止に向け、庁内関係部署の連携強化、関係機関や団体等との分野横断的な情報共有を推進します。【基本目標3(1)、3(2)】

## 6 推進体制

---

- 再犯防止推進計画は、地域福祉計画の推進体制と連動させ、協働による推進と進行管理を行います。

# 資料編

- 1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿
- 2 策定経過
- 3 計画策定方法の実施概要
- 4 用語の説明



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

# 1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿

---

## 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱

### 第1 設置

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する、西東京市における地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定並びに地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進を図ることを目的として西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について討議、提言等を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進に関すること。
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業の内容及び地域の課題やニーズに関すること。
- (4) その他地域福祉計画に関し市長が必要と認めること。

### 第3 組織

委員会は、12人以内の委員をもって構成し、次に掲げるもののうちから、市長が依頼する。

- (1) 保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者6人以内
- (2) 学識経験者2人以内
- (3) NPO、ボランティア団体等が推薦する者2人以内
- (4) 公募による市民2人以内

### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5 構成

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## 第7 分科会

委員長は、所掌事項に係る専門事項の調査及び研究をさせるため必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

- 2 前項の分科会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

## 第8 関係者の出席

委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## 第9 謝金

委員会又は分科会の委員が会議に出席したときは、謝金を支給する。ただし、委員会及び分科会が同日に開催した場合、委員会及び分科会の委員を兼ねる者については、1回分の謝金を支給する。

## 第10 庶務

委員会及び分科会の庶務は、健康福祉部地域共生課において処理する。

## 第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

委員名簿

選出区分	氏名	所属・役職等	備考
保健、福祉 及び医療に 関する機関 が推薦する 者	小倉 康史	東京消防庁西東京消防署 警防課長	令和5年3月31日 まで
	坂根 孝之	東京消防庁西東京消防署 警防課長	令和5年4月1日 から
	篠宮 武男	西東京市民生委員児童委員協議会 代表会長	
	小口 浩司	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 福祉活動推進課長	
	南 達介	西東京市緑町地域包括支援センター 管理者	
	中野 明子	医療法人社団薫風会山田病院 医療連携・相談室 係長	令和5年3月31日 まで
	島崎 美来	医療法人社団薫風会山田病院 医療連携・相談室	令和5年4月1日 から
	山崎 政俊	あんしん西東京運営審査委員会 委員	
学識経験者	熊田 博喜	武蔵野大学人間科学部 教授	
	伊藤 正子	法政大学現代福祉学部 教授	
NPO、ボラ ンティア団 体等が推薦 する者	新野 紀子	北多摩北地区保護司会西東京分区 副分区長	
	佐藤 文俊	特定非営利活動法人子どもアミーゴ西東京 事務局長	
公募による 市民	中岡 盛一		
	米本 清		

## 2 策定経過

年度	月 日	内 容
令和4年度	4月22日	令和4年度第1回庁内推進委員会
	4月28日	令和4年度第1回計画策定・普及推進委員会
	7月30日	中高生向けワークショップ
	10月11日	令和4年度第2回庁内推進委員会
	10月28日	令和4年度第2回計画策定・普及推進委員会
	11月12日	大学生等アンケート調査
	11月25日～翌月28日	民生委員・児童委員アンケート調査
	12月2日	令和4年度第3回庁内推進委員会
	12月14日～同月28日	市民アンケート調査 団体・事業者調査(アンケート)
	1月16日～翌月3日	小・中学生、高校生アンケート調査
	1月21・22日、2月4・5日	地区懇談会(4地区 各2回)
	2月19日	全地区合同発表会
	2月10日	令和4年度第4回庁内推進委員会
	2月13日～同月22日	団体・事業者調査(ヒアリング)
	2月17日	令和4年度第3回計画策定・普及推進委員会
令和5年度	4月21日	令和5年度第1回庁内推進委員会
	4月28日	令和5年度第1回計画策定・普及推進委員会
	6月15日	令和5年度第2回庁内推進委員会
	6月28日	令和5年度第2回計画策定・普及推進委員会
	8月1日	令和5年度第3回庁内推進委員会
	8月23日	令和5年度第3回計画策定・普及推進委員会
	10月4日	令和5年度第4回庁内推進委員会
	10月11日	令和5年度第4回計画策定・普及推進委員会
	10月23日	令和5年度第5回庁内推進委員会
	11月1日	令和5年度第5回計画策定・普及推進委員会
	11月22日	令和5年度第6回庁内推進委員会
	11月29日	令和5年度第6回計画策定・普及推進委員会
	12月1日～翌月4日	パブリックコメント
	12月5・10日	市民説明会(オープンハウス形式)
	12月6日～同月20日	ネットワークに係るアンケート
	1月19日	令和5年度第7回庁内推進委員会
	1月24日	令和5年度第7回計画策定・普及推進委員会

### 3 計画策定方法の実施概要

#### (1)市民(18歳以上)、民生委員・児童委員アンケート調査

- 市民及び民生委員・児童委員の方々から、近所付き合いやボランティア・地域福祉活動に係る状況や意向等をお聞きするため、実施しました。

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の18歳以上市民より無作為抽出	全民生委員・児童委員
配付・回答	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答（回答者選択）	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答（回答者選択）
調査期間	令和4年12月14日～同月28日	令和4年11月25日～翌月28日
配付	2,500件	146件
回答	1,020件（郵送785件、WEB235件）	130件（郵送115件、WEB15件）
回答率	40.8%	89.0%

#### (2)小・中学生、高校生、大学生等アンケート調査

- 西東京市子ども条例等を踏まえ、子どもや若者を対象に地域福祉に係る意見や活動状況等をお聞きするため、実施しました。

種類	①大学生等	②小・中学生、高校生
対象	大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援への来場者	小・中学生：市内小学校5年生、中学校2年生（全校（各校1クラス）） 高校生：市内高等学校2年生（全校（各校1クラス））
配付・回答	大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援における調査票の直接配付、回答	学校を通じ、調査票の直接配付、回答
調査期間	令和4年11月12日	令和5年1月16日～翌月3日
配付	119件	小学生615件 中学生346件 高校生193件
回答	112件	小学生577件 中学生315件 高校生106件
回答率	94.1%	小学生93.8% 中学生91.0% 高校生54.9%

### (3)地区懇談会

- 地域にて生活・活動する市民目線で、地域の現状、課題や解決アイデア等を話し合っていたため、実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	令和5年1月21日	25人
		第2回	令和5年2月4日	24人
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	令和5年1月22日	23人
		第2回	令和5年2月5日	23人
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	令和5年1月22日	23人
		第2回	令和5年2月5日	23人
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	令和5年1月21日	25人
		第2回	令和5年2月4日	21人
全地区合同発表会 (地区3回目を合同実施)		第3回	令和5年2月19日	50人

### (4)中高生向けワークショップ、ネットワークに係るアンケート、まちづくりフェス来場者アンケート

- 中高生向けワークショップは、これからの未来を担う若者から、西東京市が目指すべき地域共生社会を実現するために必要な取組やアイデアについての意見をいただくため、実施しました。

テーマ	「未来を話そう。」 ～みんなで考えてみませんか。私たちのまちのこと。私たちのみらいのこと。～
実施日	令和4年7月30日
対象	市内在住・在学の中学生・高校生年代の方
参加者数	中学生9名、高校生1名（付き添いの保護者1名）
実施方法	グループワーク

- ネットワークに係るアンケートは、ほっとネット推進員・ささえあい協力員両方に登録している市民から、活動する上での改善点や整理すべき点等をお聞きするため、実施しました。

配付・回答	配付 54名 回答 23名（回答率 42.6%）（調査票の郵送配付、郵送回答）
調査期間	令和5年12月6日～同月20日

- 「ともに生きる！まちづくりフェス」への来場者（子どもから高齢者までの幅広い年代）を対象に、地域共生社会に係る簡単なアンケートを行いました（原則、毎年度実施）。

## (5) 団体・事業者調査

- 地域福祉に係る団体や事業者を対象に、活動の状況や各分野の課題等を把握するため、実施しました。

### ■ アンケート調査

種類	団体	事業者
配付	20団体	30事業者
回答 (回答率)	7団体 (35.0%)	10事業者 (33.3%)
対象	市内で活動する団体（高齢、障害、児童、生活困窮等の分野）	
配付・回答	調査票の郵送配付、郵送回答	
調査期間	令和4年12月14日～同月28日	

### ■ ヒアリング調査

種類	団体	事業者
実施	4団体	8事業者
調査期間	令和5年2月13日～同月22日	

## (6) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

- 地域福祉計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

◇令和4年度：3回実施  
◇令和5年度：7回実施

## (7) パブリックコメント・市民説明会

- パブリックコメント及び市民説明会において、計画書素案を公表し、市民等から意見を募集しました。

種類	パブリックコメント	市民説明会
期間	令和5年12月1日～翌年1月4日	令和5年12月5日及び同月10日
意見	11件	—

## 4 用語の説明

- 計画に記載されている用語の説明です(特段の記載がない限り、社会福祉分野に係る説明)。

用語	説明	掲載ページ
----	----	-------

### ■あ行

アウトリーチ	英語で「手を差し伸ばす」という意味であり、社会福祉を担う機関(医療・福祉関係者)がその職権により、潜在的な利用希望者に対し、手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援を行うこと。	41、42、57、85
安全・安心いーなメール	市内の防災・防犯に係る情報を携帯電話やパソコンにメールでお届けする、「緊急メール配信サービス」のこと。	68、71
インクルーシブ	様々な背景を持つあらゆる方が差別や排除をされず、社会に参画する機会が保障され、多様性を認め合いながら共生していくこと。ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)として使用されることも多い。	72、73
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるwebサイトの会員制サービスのこと。	36、43、51、63、64
NPO	非営利団体(Non-Profit Organization)の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。	1、24、51、54、67、78

### ■か行

学校避難所運営協議会	地震等の災害が発生した場合に、避難所として指定されている西東京市立小学校及び中学校を円滑に避難所として開設し、運営ができるようにすること及び地域の防災意識等の向上を図ることを目的として、日常的に学校等が地域住民等と協議を行うために設置された協議会。	70
------------	--	----

用語	説明	掲載ページ
基幹相談支援センター	<p>障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児及びその家族または介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行う。また、地域のネットワークを構築することで、課題の解決方法を検討し、障害者の自立及び社会参加を支援するとともに、障害者が地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図る機関。</p> <p>本市では、基幹相談支援センターえぼっく（障害者総合支援センターフレンドリー内）と障害福祉課内に基幹相談支援センターを設置している。</p>	9、21、36、41、49
共生型サービス	同一事業所において介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することを目的とした指定手続きの特例として設けられた制度。	67
くらしヘルパー	<p>介護予防・日常生活支援総合事業における本市の独自資格。</p> <p>2日間の養成研修を受講し、修了証明書の交付を受けることで、市が指定した訪問型サービスを提供する介護事業所において、身体介護を伴わない生活支援（家事援助）を中心とした仕事に従事できる。</p>	48
ゲートキーパー	悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る方のこと。	55、60、80
「健康」応援都市	市民が主体的に自らの健康について関心を持ち、気づき、考え、実践し、「健康になること」「健康であること」を、地域で支え合い（応援する）、まちそのものが健康になれること。	19
権利擁護	自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害者等の代わりに、代理人である援助者等が当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使等の支援を行うこと。	56、61、78、84、86

用語	説明	掲載ページ
権利擁護センターあんしん西東京	高齢者や障害者等を対象に、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の手続き支援等を行い、年齢を重ねても、障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるための支援を行う機関。	33、34、55、61、67、83、84、85
更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人々が自立し改善すること。	60、78、91
子ども家庭支援センターのどか	子ども自身や子育て家庭からの様々な相談に応じる総合窓口であり、地域の関係機関と連携を取りながら、支援をしている。 主な業務として、子ども家庭相談、子育て支援事業、養育家庭支援制度の紹介を行っている。	36、41、55、58、60、62、66
子ども条例	今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とした条例。	46、55
子ども食堂	地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事を取りながら、地域交流ができる場を提供する市民活動。	18、52、59
子ども110番ピーポくんの家	子どもが不審者等から被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護するとともに、警察等へ連絡するなどし、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。	71

#### ■さ行

災害時要援護者	災害時の避難に際し、特に援護が必要な方のこと。本市における対象者は以下のとおり。 1. 65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方 2. 介護保険の要介護認定を受けている方 3. 心身等に障害がある方 4. 難病（国都の難病等医療費助成認定）の方 5. その他の理由により登録を希望する方	70
---------	--	----

用語	説明	掲載ページ
ささえあいネットワーク	<p>高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民（ささえあい協力員）、事業所（ささえあい協力団体）、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携し合う仕組み。</p> <p>ささえあい協力員及び協力団体は、日頃の生活や業務の中で見守り活動を行い、異変に気付いたら関係機関へつなぐ。</p> <p>ささえあい訪問協力員は、ささえあい訪問サービスの利用者宅を訪問し、玄関先でお話を伺ったり、新聞受けや郵便受け、照明の点灯等を定期的に確認することで、安否確認を行う。</p>	15、17、57
サロン	<p>地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことであり、地域の福祉的な課題の発見、地域活動の組織化や福祉教育の場等へ広がる可能性も持つ。</p>	40、47、50、52、57、64、65
市民協働推進センター	<p>市民の多様な活動や協働によるまちづくりの拠点として、NPOや市民活動を幅広くサポートし、様々な協働の形を生み出していくための機関。</p>	47、49、51、54
社会的孤立	<p>家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。</p>	56

用語	説明	掲載ページ
社会福祉協議会	<p>社会福祉法に基づく、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進している。</p> <p>具体的には、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に係る活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に係る調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施している。</p>	1、10、12、77、78、
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、設立される法人のこと。	17、24、51、78
社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人々の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。	60、80
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方、その他、住宅の確保に特に配慮を要する方。	49、50、54、62
シルバー人材センター	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人で、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。	72、75
スクールガード・リーダー	<p>学校の安全・防犯に係る専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。</p> <p>各市立小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。</p>	71
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方のこと。	55、59、60、72

用語	説明	掲載ページ
生活サポート相談窓口	生活困窮等に係る相談を受け付け、相談員がどのような支援が必要かをともに考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う窓口のこと。	21、22、57、58、60、65、75
生活支援コーディネーター	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備するため、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす方のこと。</p> <p>協議体や地域ケア会議等とおして、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況把握に加えて、①地域のニーズと資源の状況の見える化、②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、③関係者のネットワーク化、④生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、⑤ニーズとサービスのマッチング等を行う。</p>	17、18、47
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度。	30
制度の狭間	公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと。	21、41、56、57
成年後見制度	認知症や障害等の理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約の締結や財産の管理をするなどにより、本人の保護を図る制度。	3、56、61、80、83、84、85、86、87

用語	説明	掲載ページ
----	----	-------

■た行

男女平等推進センター パリテ	男女平等参画社会の実現を目指して、地域のグループの支援、相談受付、講演会・講座やイベント等を実施している機関のこと。	55、60
地域活動拠点	身近な地域で住民相互の助け合いの輪を広げ、共に支えあう地域社会づくりを目指し、地域のニーズを発見、解決するための「場」として設置する地域の活動拠点。	33、79
地域協議会	社会福祉法人が余裕資金を活用し、地域公益事業を行う際に、その取組内容へ地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行える場として設置する会議体。 本市では、地域福祉計画策定・普及推進委員会を活用。	51、54
地域協力ネットワーク	各地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動するネットワークの住民自治組織のこと。 地域コミュニティ基本方針に基づき、市を4つの地域（中部、西部、北東部、南部）に分け、4つのネットワークを設立している。	15、16、17、 18、33、34、 40、49、54、 79
地域子育て支援センター	市内の公立保育園5か所（ひがし保育園、すみよし保育園、なかまち保育園、けやき保育園、やぎさわ保育園）を基幹型保育園として位置付け、地域子育て支援センターを開設している。 施設内の集いの部屋のほか、園庭も利用ができ、就学前までの子どもと家族、これから親になる方に子育て相談・子育て講座等、各種子育て支援を行っている。	21、36、41、 62、65、66

用語	説明	掲載ページ
地域福祉コーディネーター	<p>地域の課題、困りごとを地域住民等とともに解決する調整役のことで、社会福祉に係る専門性を有する職員が担当している。</p> <p>具体的な役割は、①地域福祉に係る調査及び実態把握、②地域福祉に係るニーズの発見並びに地域活動者及び地域におけるリーダーの発掘、③課題の解決のために必要な地域の人材、行政、関係団体等への連絡及び調整並びに課題の解決に取り組む関係者との連携、④日常生活をする市民の身近な相談窓口、⑤日常生活をする市民の組織化の支援、⑥ネットワーク事業に係る情報の提供、⑦ネットワーク事業に係る新たな活動の企画又は開発。</p>	9、15、16、17、18、19、21、32、33、34、35、39、40、45、48、54、55、57、58、64
地域包括支援センター	<p>保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加えて、市独自に認知症地域支援推進員、専門相談員を配置し、各専門職のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関。</p> <p>主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。</p>	18、21、33、34、36、41、58、60、65、80
出前講座	<p>講座メニューの中から市民の方々が希望するものについて、市職員が出向いて話をするもの。市の業務や制度等、市政についての理解を深めていただくとともに、団体・グループの学習の場として利用していただいている。</p>	45、46、67、68
ドメスティック・バイオレンス (DV)	<p>英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもある。</p> <p>一般的には「配偶者や恋人等、親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。</p>	59、60

用語	説明	掲載ページ
----	----	-------

■な行

2025年問題	2025年までにいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増大が予想されている。そのため、全国で、地域の全ての方が地域ぐるみで支えあう仕組みづくり=地域包括ケアシステムの構築が急がれている。	19
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの整備状況等を総合的に勘案して、介護保険法により定める区域のこと。 令和6年4月から、従前の4地区に変え、地域包括支援センターの8地区に設定する。	17、18
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助、行政手続きに係る援助等のほか、日常の金銭管理や定期的な訪問による生活変化の察知等も担っている。 なお、事業発足当初の名称である「地域福祉権利擁護事業」を併記することが多い。	55、61、83、85

■は行

8050問題	例えば、80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居しているなどで、収入に係る問題を世帯が抱えていることをいう(9060問題ともいう)。	9、24、63
はなバス	既存のバスサービスではカバーしきれない公共交通空白地域を中心に運行する、西東京市コミュニティバスのこと。	33、34、74、80

用語	説明	掲載ページ
バリアフリー	<p>バリア(障壁)をフリー(解消)にすることで、高齢者・障害者等が生活しやすい環境に整備しようとする考え方。</p> <p>バリアには、段差等の物理的な障壁だけでなく、制度や差別意識等、幅広い概念を含む。</p>	72、73
ひきこもり	<p>様々な要因の結果として、社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む)のこと。</p>	7、9、24、32、36、59、60、63
ファミリー・サポート・センター	<p>地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい方(ファミリー会員)と子どもを預かりたい方(サポート会員)が互いに会員となる組織で、会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。</p>	47
福祉サービス第三者評価	<p>社会福祉法第78条に基づき、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が客観的に評価し、その結果を公表することにより、利用者は自分に合ったサービスを選択でき、事業者は事業の透明性を確保し、福祉サービスの質の向上に資することができる制度。</p>	33、34、63、67、80
ふれあいのまちづくり	<p>住民同士が気軽に知り合い、支え合えるまちづくりを目指して取り組む住民主体の福祉活動。ちょっとした困りごとを、「みんなで見つけ、話し合い、行動(解決)する」サイクルを通じて、“ふれあいのまち(ふれまち)づくり”を推進している。</p>	15、17、33、34、47、52、53、79
保護司	<p>更生保護活動において、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務省の保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人がスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を実施する。</p>	78

用語	説明	掲載ページ
ほっとするまちネットワークシステム	本市独自の取組で、市民の誰もが住んでいてほっとできる地域になるよう、市民、地域の活動団体やほっとネット推進員等、様々な方、サービスや機関を地域福祉コーディネーターがつなぎ、地域の課題を解決していくためのネットワークのこと。 令和6年3月時点では市を4つの圏域（中部、西部、北東部、南部）に分け、各圏域に地域福祉コーディネーターを2名配置している。	15、17、19、23、32、39、40、48、54、57、65
ほっとネット推進員	地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターへつなぎ、解決のために協力する市民ボランティアのことで、登録研修を受けた方なら誰でもなることができる。 これら地域内での活動以外に、地域での居場所づくり等にも取り組んでいる。	9、17、18、31、32、35、39、41、45、47、57、64、79
ボランティア・市民活動センター	市内を中心に、ボランティア活動等を実践している、あるいはこうした活動に関心を持っている団体・個人同士の橋渡しや活動に係る相談受付・講習会の開催等の支援を行っている機関。	33、47、51、79

■ま行

民生委員・児童委員	「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。 地域の相談相手として、暮らしや高齢者・障害者の支援を行う。また、行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域におけるパイプ役として活動している。	12、18、31、32、37、48、56、57、63、65、78、79、86
-----------	---	--

■や行

ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができない等、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものこと。	7、9、24、32、36、59、60、63
---------	--	-----------------------

用語	説明	掲載ページ
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルは「全てにわたり一般的な」という意味を持つ。ユニバーサルデザインは、年齢や能力等にかかわらず、できるだけ多くの方々が最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。	24、72、73、74

## **第5期西東京市地域福祉計画**

**(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)**

発行・編集:西東京市健康福祉部地域共生課

発行年月:令和6年3月

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13(田無第二庁舎1階)

電話:042-464-1311(代表)

FAX:042-420-2896

E-mail:[fukushisougou@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:fukushisougou@city.nishitokyo.lg.jp)



